資料３

みやま市国民保護計画（案）

平成１９年１月
令和８年３月修正

みやま市

目　　次

第１編 総　論
第１章 市の責務、計画の位置付け、構成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１ 市の責務及び市国民保護計画の位置付け
２ 市国民保護計画の構成
３ 用語の意義
４ 市国民保護計画の見直し、変更手続
第２章 国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第３章 関係機関の事務又は業務の大綱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第４章 市の地理的、社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第５章 市国民保護計画が対象とする事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１ 武力攻撃事態
２ 緊急対処事態

第２編 平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第１章 組織・体制の整備等
第１ 市における組織・体制の整備
１ 市の各部局における平素の業務
２ 市職員の参集基準等
３ 消防機関の体制
４ 国民の権利利益の救済に係る手続き等
第２ 関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１ 基本的考え方
２ 県との連携
３ 近接市町村との連携
４ 指定公共機関等との連携
５ 自主防災組織等に対する支援
第３ 通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第４ 情報収集・提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
１ 基本的考え方
２ 警報等の伝達等に必要な準備
３ 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
４ 被災情報の収集・報告に必要な準備
第５ 研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
１ 研修
２ 訓練
第２章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・・・・・・・２８
１ 避難に関する基本的事項
２ 避難実施要領のパターンの作成
３ 救援に関する基本的事項
４ 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
５ 避難施設の指定への協力
６ 生活関連等施設の把握等
第３章 物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

１ 市における備蓄
２ 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
第４章 国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
１ 国民保護措置に関する啓発
２ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

第３編 武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第１章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
１ 事態認定前における国民保護警戒本部の設置及び初動措置
２ 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整
３ 武力攻撃等の徴候に関する連絡があった場合の対応
第２章 市対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
１ 市対策本部の設置
２ 通信の確保
第３章 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
１ 国・県の対策本部との連携
２ 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等
３ 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
４ 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
５ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
６ 市の行う応援等
７自主防災組織等に対する支援等
８ 住民への協力要請
第４章 警報および避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第１ 警報の伝達等
１ 警報の内容の伝達等
２ 警報の内容の伝達方法
３ 緊急通報の伝達及び通知
第２ 避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
１ 避難の指示の通知・伝達
２ 避難の方法の基本的考え方
３ 高齢者、障がい者等の避難
４ 各事態での避難の指示の考え方
５ 避難実施要領の作成
６ 避難住民の誘導
７ 武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領等
第５章 救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
１ 救援の実施
２ 関係機関との連携
３ 救援の内容
第６章 安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
１ 安否情報の収集
２ 県に対する報告
３ 安否情報の照会に対する回答
４ 日本赤十字社に対する協力

第７章 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
第１ 武力攻撃災害への対処
１ 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
２ 武力攻撃災害の兆候の通報
第２ 応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
１ 退避の指示
２ 警戒区域の設定
３ 応急公用負担等
４ 消防に関する措置等
第３ 生活関連等施設等における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
１ 生活関連等施設の安全確保
２ 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
第４ 武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等 ・・・・・・・・・・７５
１ 武力攻撃原子力災害への対処
２ ＮＢＣ攻撃による災害への対処
第８章 被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
第９章 保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
１ 保健衛生の確保
２ 廃棄物の処理
３ 文化財の保護
第１０章 国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
１ 生活関連物質等の価格安定
２ 避難住民等の生活安定等
３ 生活基盤等の確保
第１１章 特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３

第４編 復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
第１章 応急の復旧
１ 基本的考え方
２ 公共的施設の応急の復旧
第２章 武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
１ 国における所要の法制の整備等
２ 市が管理する施設および設備の復旧
３ 復旧に当たっての留意点
第３章 国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
１ 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
２ 損失補償及び損害補償
３ 総合調整及び指示に係る損失の補てん

第５編 緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
１ 緊急対処事態
２ 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８９

第１編　総　論

第１章　市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置付け

（１）市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（２）市国民保護計画の位置付け

市は、その責務に鑑み、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成

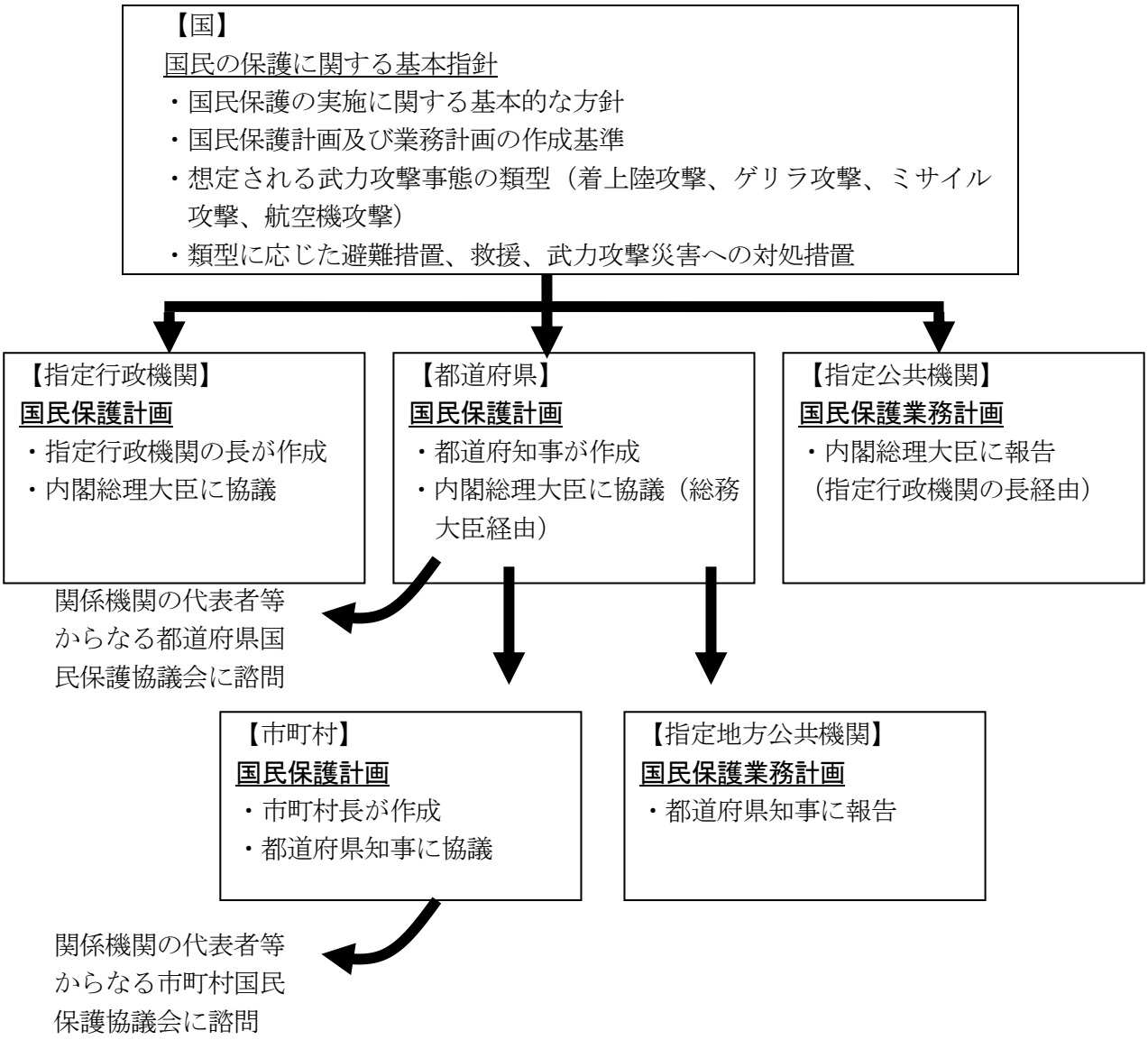

（3）市国民保護計画の作成における関係機関との連携

市国民保護計画の作成にあたっては、指定行政機関の国民保護計画、県の国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努める。特に、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

市長は、必要があるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

（4）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定める。

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処
資料編

３　用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用　　語	意　　義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
ＮＢＣ攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons)、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用　　語	意　　義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

用　　語	意　　義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 １　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関 ２　内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第１項並びに国家行政組織法第８条に規定する機関 ３　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第２項並びに国家行政組織法第８条の２に規定する機関 ４　内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第８条の３に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第１項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第１項並びに国家行政組織法第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第１条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。

緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第１項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 10２条第１項に規定する生活関連等施設（発電所、危険物質等取扱所（ガソリンスタンド、毒物劇薬取扱所）等）をいう。

4　市国民保護計画の見直し、変更手続

（1）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、市議会に報告し、公表する。（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

１　国民に対する情報提供

（１）市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

（２）市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれ適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

（３）市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

２　関係機関相互の連携協力の確保

（１）みやま市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）は、武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）及び福岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

（２）市は、国、県近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

３　高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

（１）市は、国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意する。

（２）市は、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付等の国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

４　基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

５　国民の権利利益の迅速な救済

（１）市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、それぞれその国民保護計画等により、これらの手続について迅速な処理が可能となるよう、担当部署を定め、具体的な状況に応じて必要な処理体制を確保する。

（２）市は、これらの手続に関連する文書を、みやま市文書規程に基づいて保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

6　国民の協力

（1）市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

（2）市は、地域住民の消防団への参加促進、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて消防団及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進するよう努める。

　また、消防団及び自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

（3）市は、平素から、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等において自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

7　指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

　市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報等の放送、避難の指示等の放送及び緊急通報の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

　また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

（1）市は、国民保護措置の実施に当たっては、県等と相互に連携協力し、その内容に応じ、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、市が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

（2）市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

※　【外国人への国民保護措置の適用】

　憲法第３章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、連絡先等について、以下のとおり定める。

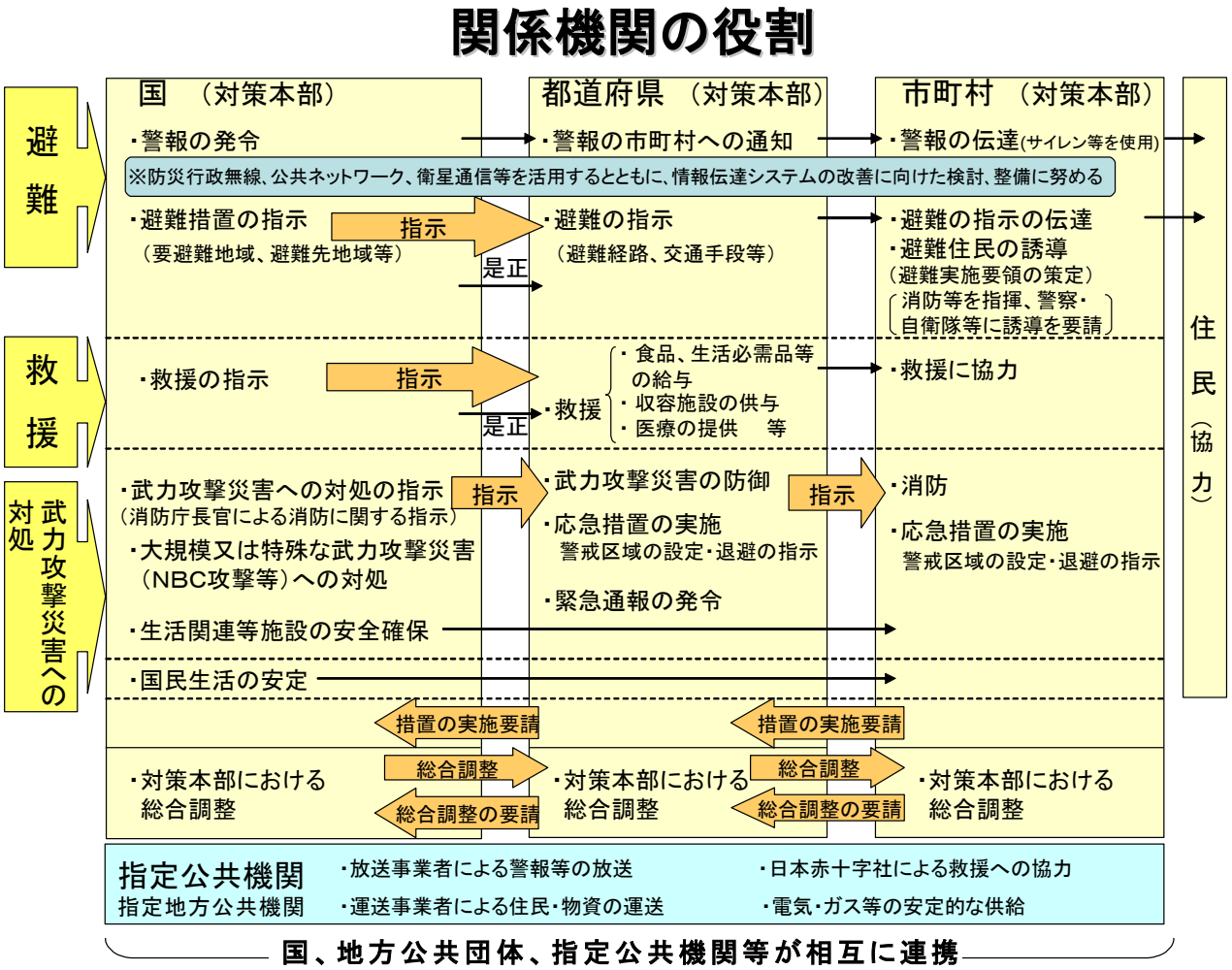

【県】

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
県	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対

	処に関する措置の実施 9　生活関連物資等の価格の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市】

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の作成、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【消防機関】

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
消防機関	1　警報・避難指示の伝達、避難住民の誘導 2　消防（消火、救急、救助等）、避難の指示、警戒区域の設定、その他の武力攻撃災害への対処

【指定地方行政機関】

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
九州管区警察局	1　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告、連絡 4　警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成

福岡財務支局	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の要請 3　普通財産の無償貸付等 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関 三池税関支署	1　輸入物資の通関手続
九州厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
福岡労働局	1　被災者の雇用対策
九州農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1　武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
九州経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物の保全
九州地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 福岡空港事務所	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区気象台	1　気象情報の把握及び情報提供
第七管区海上保安本部三池海上保安部	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災害研究機関	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保

電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1　水の安定的な供給
郵便事業を営む者	1　郵便の確保
病院その他の医療機関	1　医療の確保
河川管理施設、道路、港湾の管理者	1　河川管理施設、道路及び港湾の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

（１）位置

本市は、福岡県の南端に位置し、一部が熊本県と接した地域で、北は筑後市、東は立花町、南は大牟田市、西に柳川市に接し、そして西部は日本有数の干潟である有明海に面している。

東経　　１３０°２９′
北緯　　３３°９′
面積　　１０５．１２㎢
東西　　１３．７㎞
南北　　１０．３㎞

（２）地形と地質

本市の地形は、山地及び沖積低地に区分される。市の東部地域は、九州山地に連なる清水山系を抱え標高３６０ｍの清水山、２２３．５ｍの障子岳、４０５ｍの御牧山を最高峰とする山並みが起伏しているが、西部地域は九州最大の筑後平野の南域に当たり、矢部川及びその支流によって開かれた広大な田園地帯が有明海まで広がっている。河川は市北東から南西へ向けて一級河川の矢部川及びその支流である飯江川や大根川が流れており、有明海に注ぎ込んでいる。

この有明海は、１，７００㎢の広大な浅い海で、干満の差は我が国最大で５ｍ以上であり、干潮時には海岸線から５～７㎞の沖合にまで干潟となって露出し、干潟は多いところでは年に約５ｃｍ、平均でも数ｃｍ成長している。また、現存する干潟の面積（Ｈ４年）は、約２１千ｈａに及ぶ。

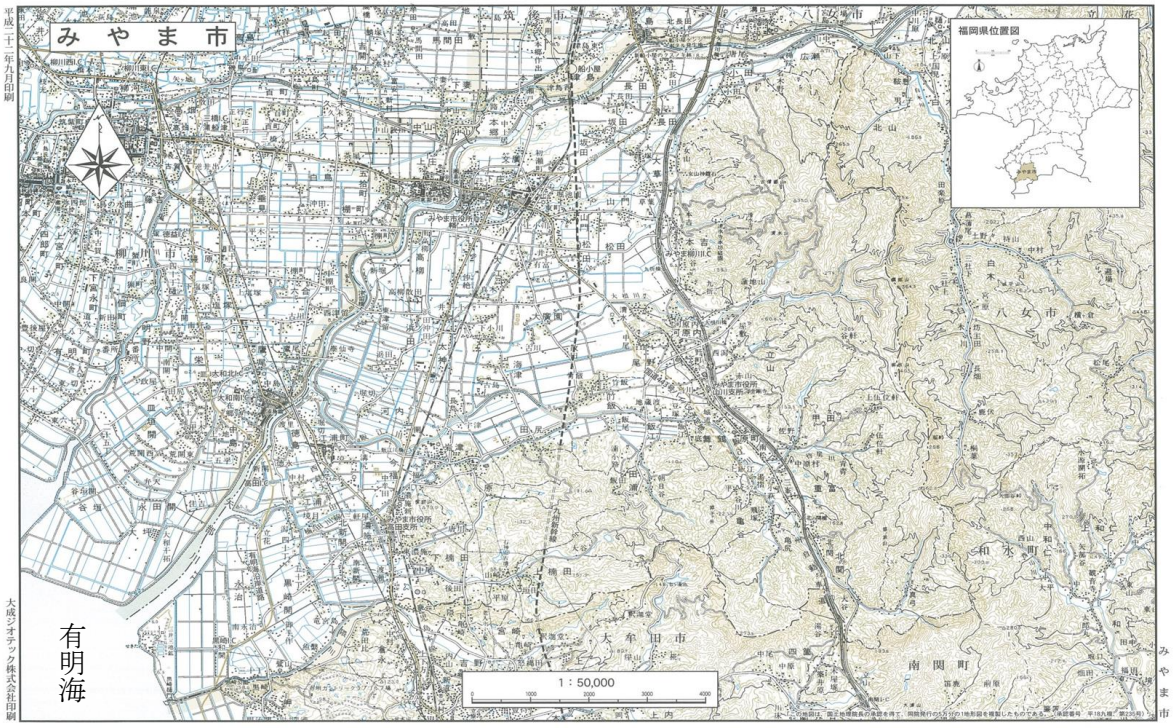

（３）気候

本市の気候は、年平均１６．６℃と比較的暖かく、夏は南南西から、冬は北北西から流れる風は年間を通して比較的穏やかで安定している。降雨量は、年間１５００㎜前後であるが、６、７月ころの梅雨期にはしばしば３００㎜を越す強い雨が降る。また、台風の常襲地域である。

降雪は１２月中旬から翌年３月上旬の間にみることがあるが、積雪１０ｃｍを超えることは稀である。

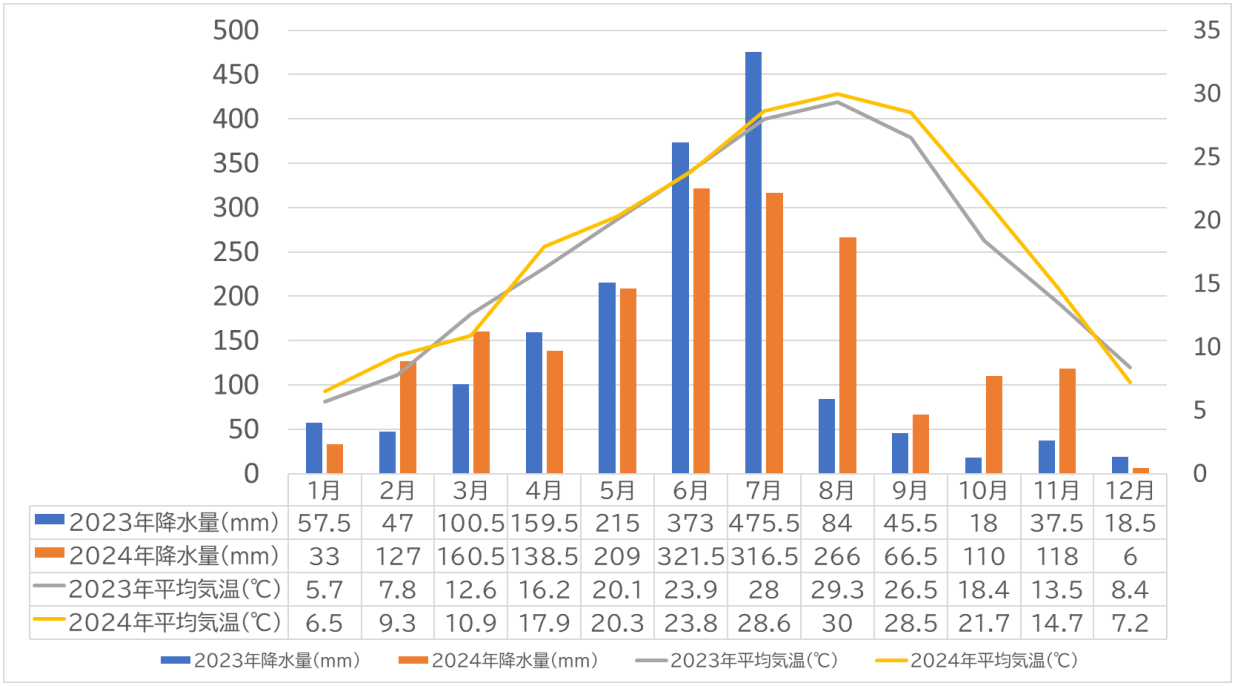

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年降水量(mm)	57.5	47	100.5	159.5	215	373	475.5	84	45.5	18	37.5	18.5
2024年降水量(mm)	33	127	160.5	138.5	209	321.5	316.5	266	66.5	110	118	6
2023年平均気温(℃)	5.7	7.8	12.6	16.2	20.1	23.9	28	29.3	26.5	18.4	13.5	8.4
2024年平均気温(℃)	6.5	9.3	10.9	17.9	20.3	23.8	28.6	30	28.5	21.7	14.7	7.2

（４）人口分布

市の人口は、３５，８６１人（令和２年国勢調査）で人口密度は約３４０人／㎢となっている。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、令和１２年には令和２年時点から４，９７３人（１３．９％）減少し、３０，８８８人になると推計されている。令和１２年の高齢化率は４２．０％と推計され、超高齢社会を迎えることとなり、現在の年齢別人口で、最も人数の多い団塊の世代が６５歳以上に達する平成２７年以降に、急激に高齢者数が増加している。高齢化に加え、少子化による自然減と、転入者の減少及び転出者の増加による転出超過も重なり、人口の減少が急速に進行している。

■みやま市の人口ピラミッド（令和７年３月３１日時点）

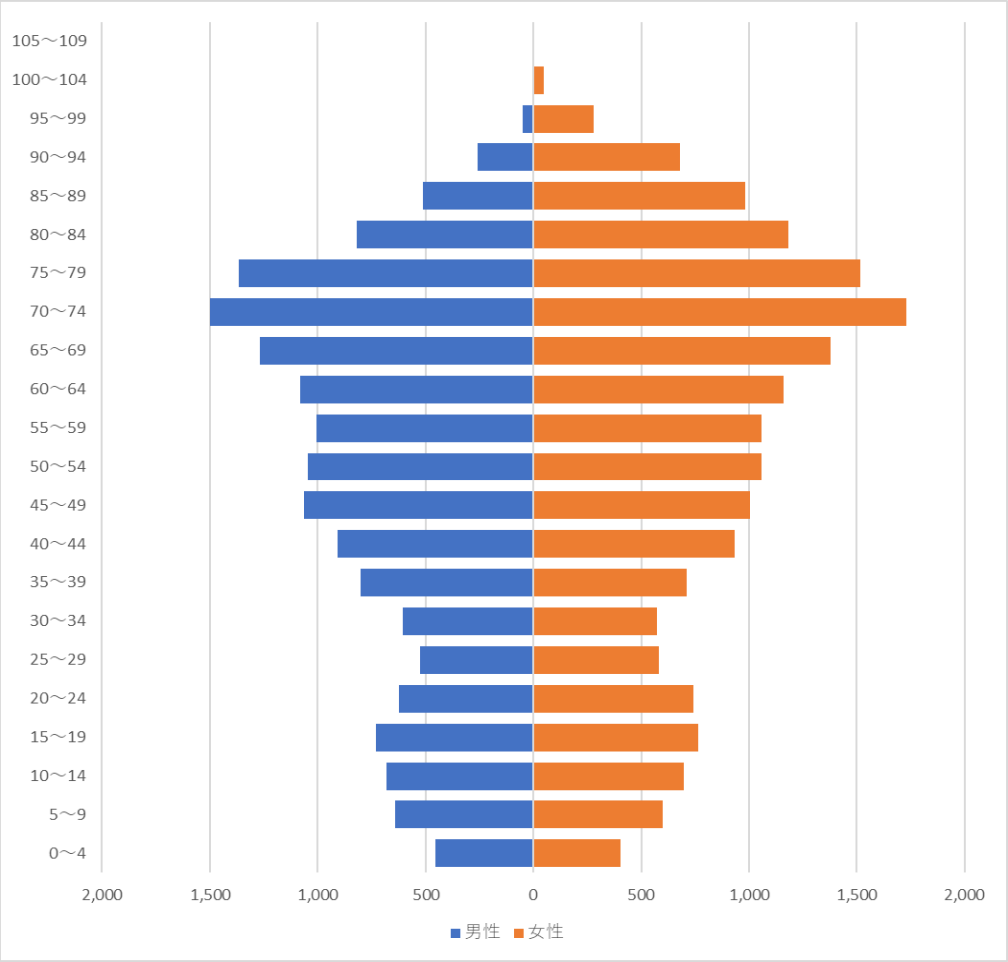

■みやま市人口密集地区

図：人口密度分布（500ｍメッシュ）（令和４年）

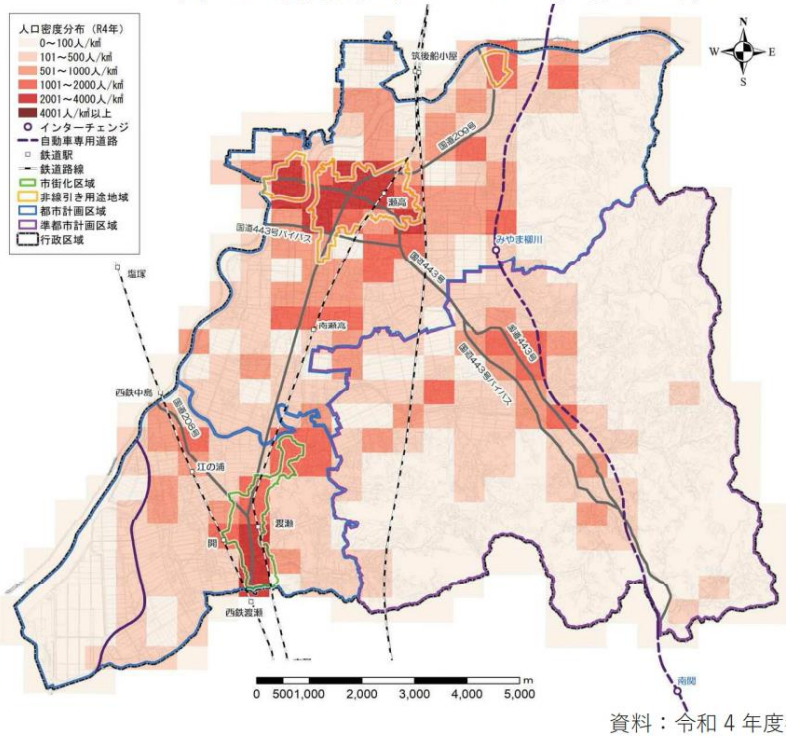

資料：令和４年度都市計画基礎調査

引用：みやま市都市計画マスタープラン 2025（令和７）年

（５）道路及び鉄道の位置等

道路は、南北に熊本市から佐賀市に至る国道 208 号線、みやま市から久留米市を結ぶ国道 209 号線があり、東西には熊本県氷川町から大川市を結ぶ国道 443 号線がみやま市の中央を横断している。また東部には、九州縦貫自動車道路が縦断し、国道 443 号線と接続するみやま柳川 IC が、西部には地域高規格道路として有明沿岸道路の整備がされている。

鉄道網は、九州南北を結ぶ JR 鹿児島本線（瀬高駅、南瀬高駅、渡瀬駅）と、福岡市と大牟田市を結ぶ西鉄天神大牟田線（江浦駅、開駅）がある。さらに JR 鹿児島本線と平行して JR 九州新幹線があり、近郊に筑後船小屋駅、新大牟田駅が整備されている。

港湾については、漁港として高田漁港があり、隣接する大牟田市には三池港がある。

【交　通　網　概　略　図】

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の４類型の事態を対象とする。

・着上陸侵攻
・ゲリラや特殊部隊による攻撃
・弾道ミサイル攻撃
・航空攻撃

※　これらの４類型の特徴及び特殊な対応が必要となるＮＢＣ攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述。

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

（１）攻撃対象施設等による分類

①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

（２）攻撃手段による分類

①　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

②　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※　上記の事態例の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述。

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１　市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

１　市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

市の各部局における平素の業務

部 局 名	平　素　の　業　務
各部局共通	・ 関係する国、県等の行政機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・ 所管する市有施設の管理に関すること ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること
総務部 企画部	・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ みやま市国民保護計画に関すること ・ みやま市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の作成に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 避難施設の運営体制の整備等に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること ・ 避難施設の運営に関すること ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること
市民部 保健福祉部	・ 高齢者、障がい者等の安全確保及び支援に関すること ・ 救援物資及び資材の供給に関すること ・ 医療、医薬品に関すること ・ 保健衛生に関すること ・ ボランティア等の支援に関すること
環境経済部	・ 廃棄物処理に関すること ・ 農作物、農業施設等の状況把握、対策に関すること ・ 農業・商工関係団体との連絡調整に関すること
建設都市部	・ 河川、道路、橋梁、公園等の状況把握、対策に関すること ・ 建設関係団体との連絡調整に関すること
教育部	・ 学校等への警報等の伝達に関すること ・ 関係施設での避難受入に関すること
上下水道課	・ 給水施設等の運営、保全に関すること ・ 水質管理に関すること
消防本部	・ 住民の避難誘導に関すること ・ 武力攻撃災害への対処に関すること

2　市職員の参集基準等

（1）職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するため必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

（2）２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

（3）市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体　　制	参　集　基　準
① 準備体制	国民保護担当課職員が参集
② 市国民保護警戒本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

<table>
<tr><th>事態の状況</th><th colspan="2">体　制　の　判　断　基　準</th><th>体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事態認定前</td><td colspan="2">市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①</td></tr>
<tr><td colspan="2">市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td><td>②</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事態認定後</td><td rowspan="2">市対策本部設置の通知がない場合</td><td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td><td>①</td></tr>
<tr><td>市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td><td>②</td></tr>
<tr><td colspan="2">市対策本部設置の通知を受けた場合</td><td>③</td></tr>
</table>

（4）幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（5）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

名　称	代替職員(第１順位)	代替職員（第２順位）
市長	副市長	総務部長

（６）職員の服務基準

参集職員の所掌事務については、市対策本部各班の任務分担表による。

（７）交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

○ 交代要員の確保その他職員の配置
○ 食料、燃料等の備蓄
○ 自家発電設備の確保
○ 仮眠設備等の確保等

３　消防機関の体制

（１）消防本部における体制

消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備するとともに、職員及び消防団員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

（２）消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

４　国民の権利利益の救済に係る手続き等

（１）国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、訴訟その他の国民の権利、利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

損失補償 （法第 159 条第 1 項）	特定物資の収用に関すること。（法第 81 条第 2 項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第 81 条第 3 項）
	土地等の使用に関すること。（法第 82 条）
	応急公用負担に関すること。（法第 113 条第 1・5 項）
損害補償 （法第 160 条）	国民への協力要請によるもの （法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項）
不服申立てに関すること。（法第 6 条、175 条）	
訴訟に関すること。（法第 6 条、175 条）	

（2）国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第２　関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１　基本的考え方

（1）防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

（2）関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

（3）関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

２　県との連携

（1）県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファックス）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

（2）県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

（3）市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

（4）県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３　近接市町村との連携

（1）近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し

締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

（２）消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

４　指定公共機関等との連携

（１）指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

（２）医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

（３）関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【防災における関係機関との協定一覧】

協　定　名　称	応　援　の　内　容	手　　続
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ⑶　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ⑷　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑸　被災者の一時収容のための施設の提供 ⑹　被災傷病者の受入れ ⑺　遺体の火葬のための施設の提供 ⑻　ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑼　ボランティアの受付及び活動調整 ⑽　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、電話等により応援を要請する。 複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、電話等により知事に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出する。

5　自主防災組織等に対する支援

（1）自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び行政区等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

（2）自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

（1）非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会及び福岡地区非常通信連絡会（福岡県消防防災安全課内）との連携に十分配慮する。

（2）非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第４　情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1　基本的考え方

（1）情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

（2）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時に確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を、県対策本部等に画像伝送するシステムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	・夜間･休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集･連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害における被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割･責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者およびその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

（3）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2　警報等の伝達に必要な準備

（1）警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び行政区等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び行政区等関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者・障がい者・外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その方法を検討する。

（２）船舶に対する警報の伝達に必要な準備

市は、海上保安部が行なう船舶内に在る者に対する警報の伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に警報が伝達されるよう体制の整備に努める。

（３）防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（EM-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、同報系防災行政無線またはそれと同様なシステムの整備を図る。

（４）県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

（５）国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成１７年７月６日付け消防運第１７号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて(通知)」）については訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

（６）大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

（７）民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　安否情報の収集、整理および提供に必要な準備

（１）安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号及び様式第２号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1　避難住民・負傷住民
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所(郵便番号を含む。)
⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷(疾病）の該当
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者への回答の希望
⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

（2）安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当者の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

（3）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてその所在及び連絡先等をあらかじめ把握する。

4　被災情報の収集・報告に必要な準備

（1）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

（2）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第５　研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　研修

（１）研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、福岡県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

（２）職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やｅ－ラーニングを活用するなど多様な方法による研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】
https://www.kokuminhogo.go.jp/

【総務省消防庁ホームページ】
https://www.fdma.go.jp/

【福岡県の国民保護】
https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/protection/

（３）外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

２　訓練

（１）市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、ＮＢＣ攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

（２）訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・資機材等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア　市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
イ　警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
ウ　避難誘導訓練及び救援訓練

（3）訓練に当たっての留意事項

ア　国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ　国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、行政区の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ　訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ　市は、行政区、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ　市は、県と連携し、学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

１　避難に関する基本的事項

（１）基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○　住宅地図
（※　人口分布、世帯数）
○　区域内の道路網のリスト
（※　避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
○　輸送力のリスト
（※　鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※　鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○　避難施設のリスト（データベース作成後は、当該データベース）
（※　避難住民の収容能力や屋内外の別等）
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※　備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○　生活関連等施設等のリスト
（※　避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○　関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
○　行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※　代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○　消防機関のリスト
（※　消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※　消防機関の装備資機材のリスト）
○　避難行動要支援者名簿

（２）隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

（３）高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班（仮称）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

（4）民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

（5）学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2　避難実施要領のパターンの作成

（1）避難実施要領のパターンの作成

ア　市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法)、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

イ　市は、避難実施要領を作成する際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。

ウ　市は、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

エ　市長は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の所在把握等に努めるとともに、その滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請する。

3　救援に関する基本的事項

（1）県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

（2）基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

（1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○　輸送力に関する情報
・保有車輌等(鉄道、定期・路線バス)の数、定員
・本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　　など

○　輸送施設に関する情報
・道路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
・鉄道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
・港湾　（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）

（2）運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5　避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6　生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年８月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県関係部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係部局
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省 (資源エネルギー庁)	－
	２号	ガス工作物	経済産業省 (資源エネルギー庁)	商工部工業保安課
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県土整備部水資源対策課水道設備室
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	企画・地域振興部交通政策課
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省	－
	６号	放送用無線設備	総務省	－
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省	県土整備部港湾課
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画・地域振興部空港対策局空港事業課
	９号	ダム	国土交通省 経済産業省	県土整備部河川管理課 農林水産部農村森林整備課 企業局管理課
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁	総務部防災危機管理局防災企画課
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健医療介護部薬務課
	３号	火薬類	経済産業省	商工部工業保安課

	4号	高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局防災企画課
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局防災企画課
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	総務部防災危機管理局防災企画課
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健医療介護部薬務課 農林水産部畜産課
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	商工部工業保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健医療介護部保健医療介護総務課
	11号	毒性物質	経済産業省	保健医療介護部保健医療介護総務課

第３章　物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

１　市における備蓄

（１）防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

（２）国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、医薬品、仮設テント、燃料等

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服（化学検知機材）、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

（３）県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

（１）施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、または点検する。

（２）ライフライン施設の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

（３）復旧のための各種資料等の整備及び点検

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第４章　国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に関する啓発

（１）啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

（２）防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

（３）学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会及び文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動処置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の徴候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における国民保護警戒本部の設置及び初動措置

（１）国民保護警戒本部の設置

ア　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県および県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「国民保護警戒本部」を設置する。「国民保護警戒本部」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

※　住民からの通報、消防機関、県警察および県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員等に報告する。
　消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

【国民保護警戒本部の構成】

総務部長（本部長）、部長全員、地域・防災課長、建設課長

国民保護警戒本部　　関係機関

警戒本部長（総務部長）
↓
参 集 室 員
・ 部　長　全　員
・ 地域・防災課長
・ 建　設　課　長

※　事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。

⟷ 迅速な情報収集・分析

国民保護警戒本部の設置報告 →

必要に応じて連絡員等の派遣要請

○消防機関
○都道府県
○県警察
○海上保安部
○自衛隊
○その他関係機関

イ　国民保護警戒本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して

迅速に情報提供を行うとともに、国民保護警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、国民保護警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

（2）初動措置の確保

市は、国民保護警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

（3）関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

（4）対策本部への移行に要する調整

国民保護警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護警戒本部は廃止する。

2　当初事故災害等と判断して対応した場合の調整

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

［さまざまな事案の発生に対応する組織体制］

基本方針

・事案の推移に応じた適切な体制を確保する。
・体制の確保にあたっては、既存の体制の活用を図る。（テロ等警戒本部、事故対策本部及び災害対策本部など）

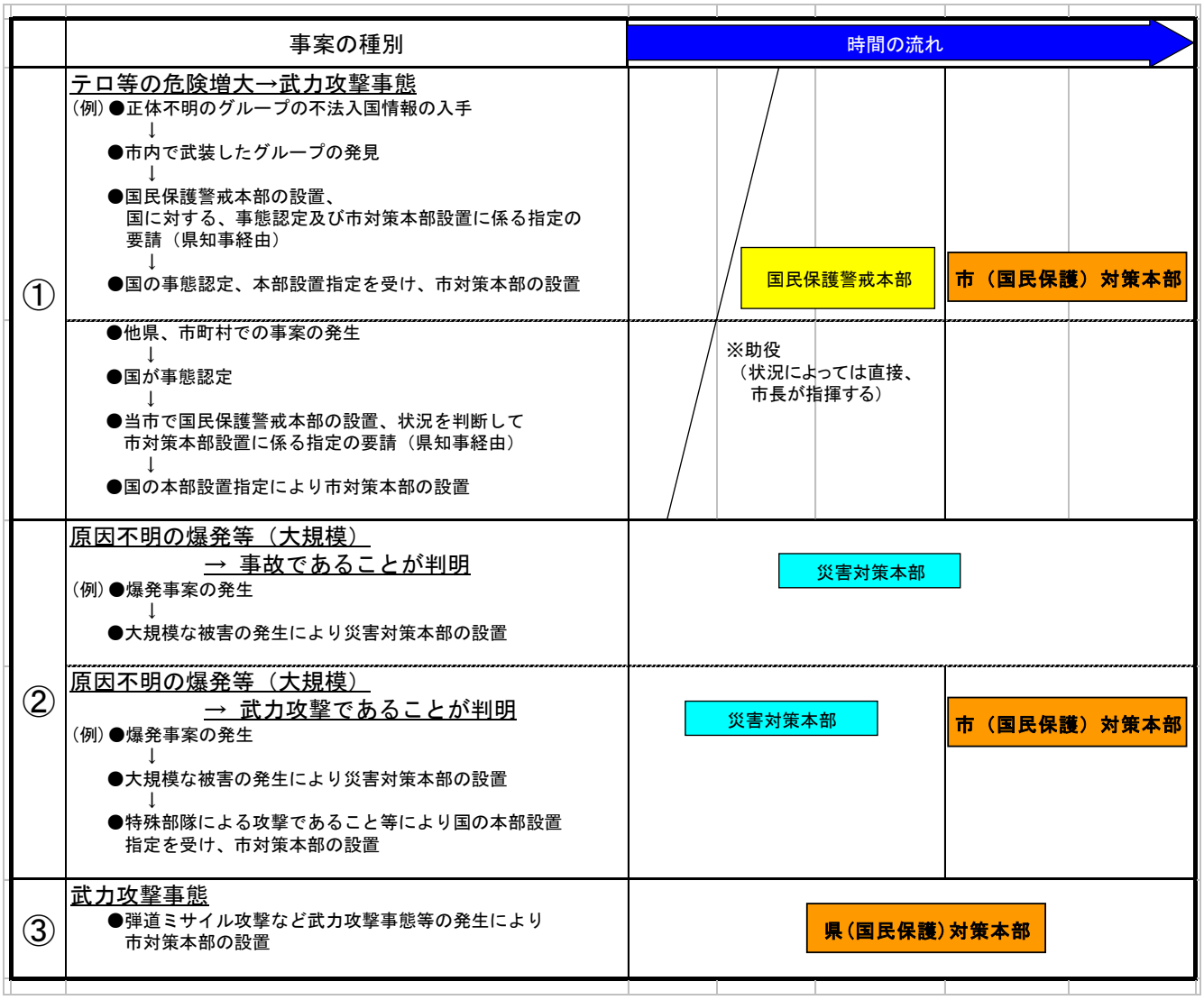

3　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、準備体制を立ち上げ、又は、国民保護警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第２章　市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

１　市対策本部の設置

（１）市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア　市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。（※事前に国民保護警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）

ウ　市対策本部員及び市職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市職員等に対し、携帯電話、電子メールなどによる連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ　市対策本部の開設

市庁舎３階応接室に市対策本部を開設するとともに、各種通信手段の状態を確認し、関係機関との防災行政無線、電話、電子メール等による通信手段の確保を図るとともに、備蓄物資等の活用により必要な資機材を確保する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ　交代要員等の確保

市は、市対策本部が 24 時間稼動できるよう、交代要員を含めた職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ　本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

第１順位　みやま市役所山川支所庁舎

第２順位　みやま市役所高田支所庁舎

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

（２）市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

（３）市対策本部の組織構成及び所掌事務

市対策本部の組織構成及び所掌事務は以下のとおりとする。

市対策本部と各部局との関連図

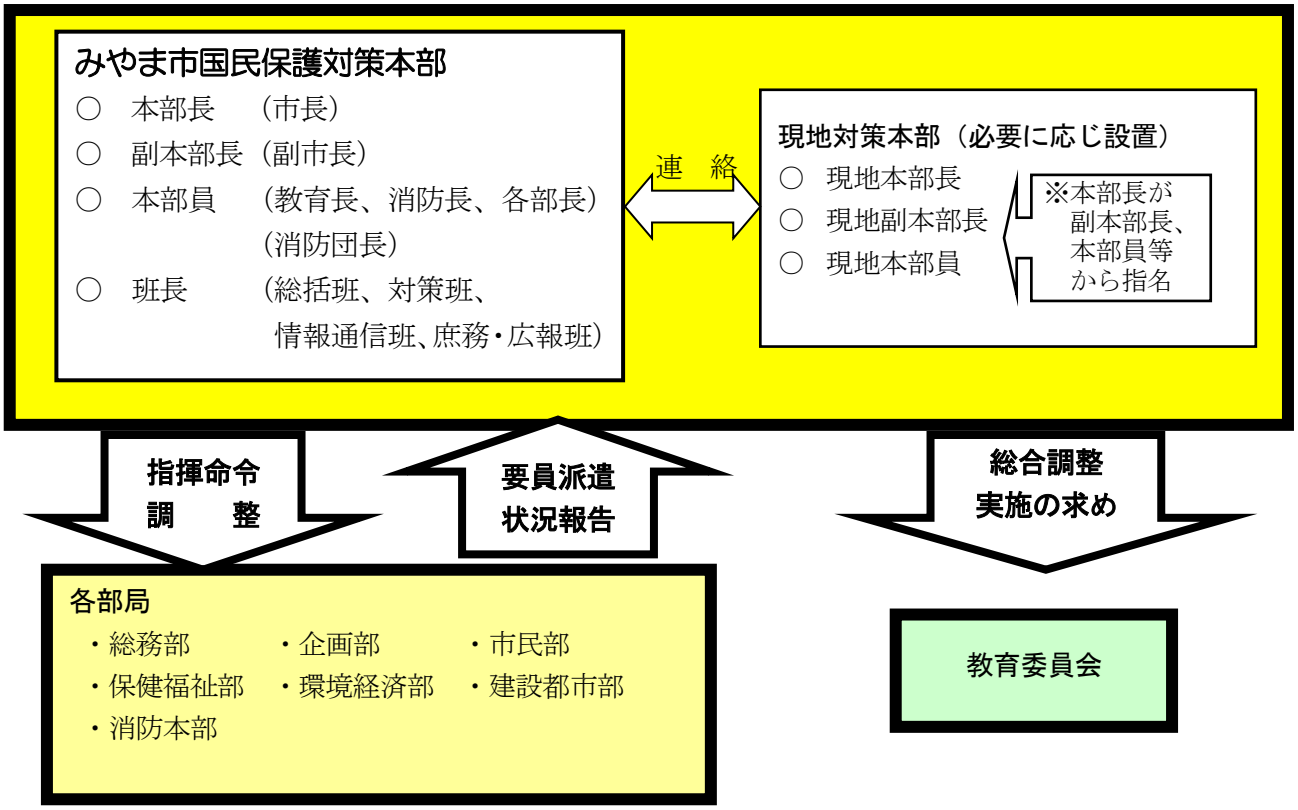

※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施するものとする。
（市対策本部には、各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）

別表１　　市対策本部組織図

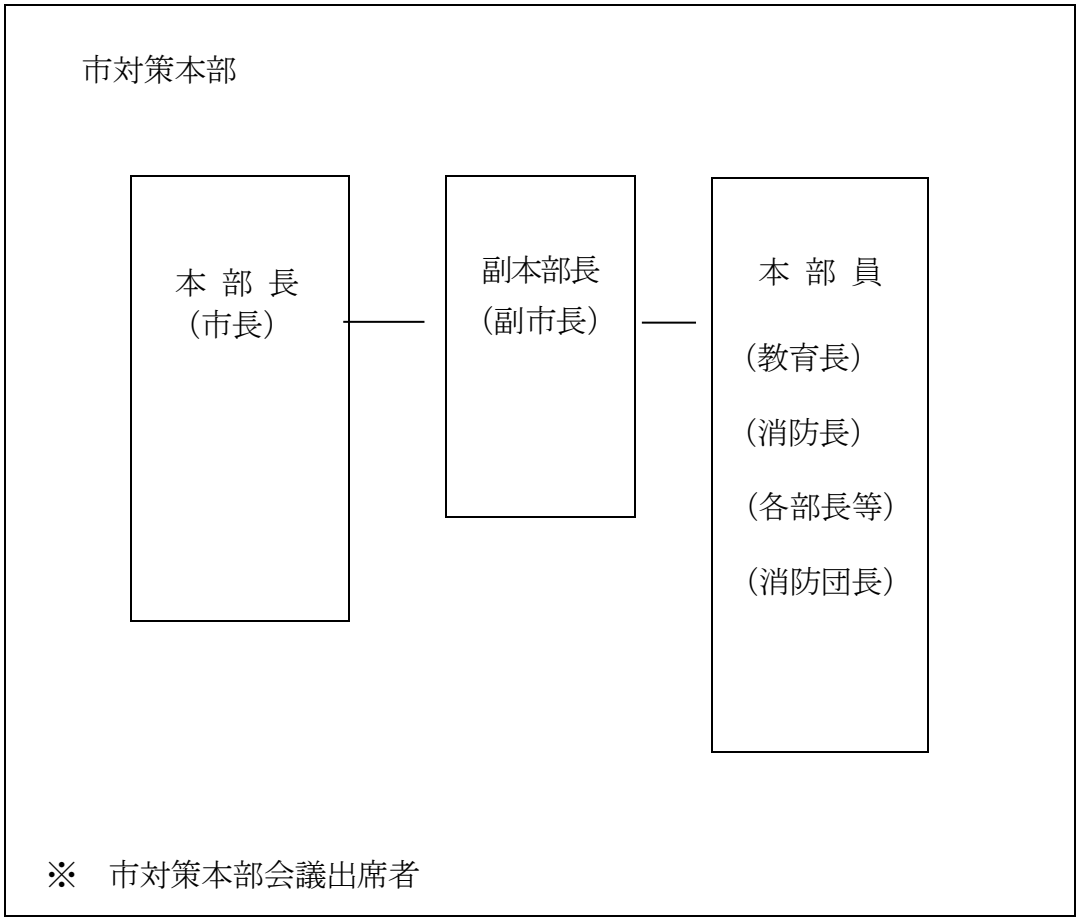

別表２

市対策本部設置時における市対策本部の業務

班　名	武力攻撃事態等における業務
総括班	●市対策本部会議の運営に関する事項 ・市対策本部の設置及び閉鎖に関すること ・市対策本部会議に関すること ●情報通信班が収集した情報を踏まえた、市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ●市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・　国民保護法に基づく諸対策に関すること ・　警報、緊急通報の伝達に関すること ・　職員及び消防団員の動員について ・　避難措置の実施・調整に関すること ・　避難実施要領の作成に関すること ・　避難指示の伝達に関すること ・　警戒区域の設定に関すること ・　避難所の開設及び連絡調整に関すること
対策班	●関係機関との連絡調整・情報収集に関すること ●他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分の取扱いに関すること ●県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ●市が行う国民保護措置に関する調整 市の実施業務及び実施体制の調整に関すること ・救済措置の実施・調整に関すること
情報通信班	●以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理、集約及び提供 ○　被災情報　○　避難や救援の実施状況　○　災害への対応状況 ○　安否情報　○　その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保 ・人的・家屋的被害調査等の収集・報告に関すること
庶務･広報班	●市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ●市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ●被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 ・市民への情報提供・注意喚起に関すること

別表３

市対策本部設置時における市の各部局の業務

班　名	武力攻撃事態等における業務
各班共通	・　関係機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・　避難誘導に関すること ・　特殊標章の交付に関すること
総務班 総務課 地域・防災課 秘書広報課 財政課 企画振興課 総合政策課 契約検査課 会計課 統計調査課 議会事務局 行政委員会事務局	・　自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること ・　緊急輸送に関すること ・　住民への避難の指示の伝達、広報に関すること ・　避難施設の開設、運営に関すること ・　災害写真の撮影、収集に関すること ・　庁内の非常用の電気及び電話に関すること ・　必要車両等の確保及び緊急通行車両の運行に関すること ・　市有財産等の被害状況調査及び応急対策に関すること ・　災害応急復旧用諸物資等の供給に関すること ・　義援金品の受付、管理、配分に関すること ・　災害応急復旧費及び市対策本部等の予算措置並びに出納に関すること
市民班 市民課 人権・同和対策室 税務課 高田支所 山川支所	・　被災地及び避難所に必要な救助食糧、物資の調査・調達確保・輸送・配分に関すること ・　応急用被服、寝具、その他生活必需品の確保及び斡旋に関すること ・　住民の避難誘導に関すること
福祉班 健康づくり課 介護支援課 地域包括支援センター 福祉課 子ども子育て課 子ども家庭センター	・　ボランティアに関すること ・　救援の実施に関すること ・　医療救護、助産に関すること ・　感染症の予防に関すること ・　負傷者の搬送並びに医薬品、衛生材料の調達及び応急復旧に関すること ・　応急復旧を実施するための医療関係者に対する要請に関すること ・　福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・　被災者及び給食施設の栄養指導に関すること
衛生班 環境政策課	・　清掃作業に関すること ・　被災地の防疫に関すること ・　ごみ、し尿及び廃棄物等の処理、その他の環境衛生指導に関すること ・　災害時における食品の衛生指導に関すること ・　遺体の措置及び埋葬に関すること ・　逸走した危険な動物の危害防止について ・　環境関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること

経済班 （農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局）	・ 農林作物、農業施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・ 商工観光関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること
建設班 （建設課 都市計画課）	・ 道路、河川、橋梁、公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・ 交通不通箇所及び通行路線等の交通対策に関すること ・ 障害物の除去に関すること ・ 林野火災の防災対策に関すること ・ 土木協同組合等への出動要請と指揮に関すること ・ 応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関すること ・ 応急仮設住宅、市営住宅の供給に関すること
教育班 （教育総務課 学校教育課 社会教育課 指導室）	・ 教育施設等の被害状況調査に関すること ・ 関係施設での避難の受入に関すること ・ 児童・生徒の避難及び安全確保に関すること ・ 学校給食施設の活用に関すること ・ 応急教育の実施に必要な教材の調達及び教員の確保等に関すること ・ 災害後の学校環境保健衛生に関すること
水道班 上下水道課	・ 応急給水に関すること ・ 水質管理に関すること ・ 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・ 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること ・ 管工事協同組合への出動要請と指揮に関すること
消防班 （消防本部 消防団）	・ 武力攻撃災害への対処に関すること ・ 住民の避難誘導に関すること

備考

1　住民の避難誘導については、重要かつ多くの人員を要する業務であるため、各部局共通とする。

2　災害の規模及び推移に応じて、各部（班）は、相互に応援協力をはかり、迅速かつ適正に災害に対処する。

（4）市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市対策本部における広報広聴体制を整備し、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。

ア　広報班の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「庶務・広報班」を設置する。

イ　広報手段

住民等に迅速に提供できる体制を確保するため、広報誌、記者会見、問い合わせ窓口の

開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオに広報の要請を行う。

ウ　留意事項

（ア）広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

（イ）市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

（ウ）県と連携した広報体制を構築すること。

（５）市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

（６）現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】

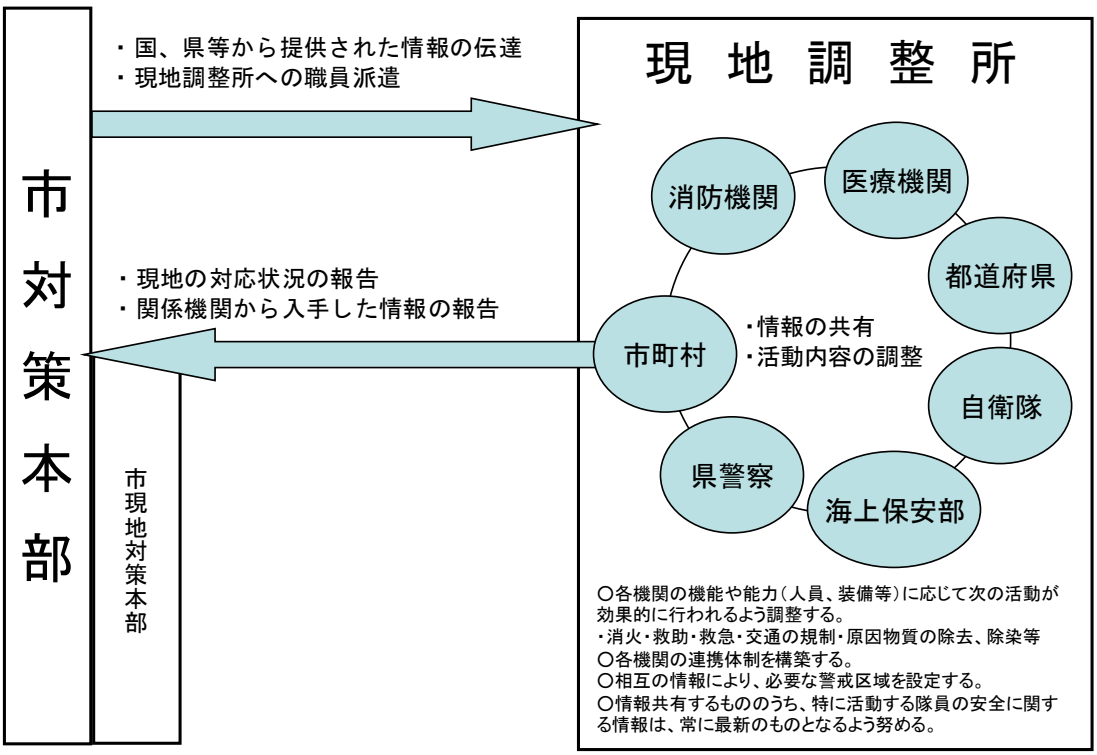

【現地調整所の性格について】

ア　現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

イ　現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

ウ　現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

　現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ　現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるので、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うように努める。

（7）市対策本部長の権限

　市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

　市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ　県対策本部長に対する総合調整の要請

　市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

　この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機

関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ　情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（8）市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2　通信の確保

（1）情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、コミュニティ無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

（2）情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

（3）通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、移動通信系の運用においては、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・県対策本部との連携

（１）国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

（２）国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

（１）知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

（２）知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

（３）指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域と

する地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

イ　市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4　他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（1）他の市町村長等への応援の要求

ア　市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ　応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（2）県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

（3）事務の一部の委託

ア　市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ　他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（1）市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

（2）市は、（1）の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、（1）の職員の派遣について、あっせんを求める。

6　市の行う応援等

（1）他の市町村に対して行う応援等

ア　市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

（2）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7　自主防災組織等に対する支援等

（1）自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

（2）ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、日本赤十字社、社会福祉協議会等の関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるような活動環境の整備を図る。

（3）民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

○　避難住民の誘導
○　避難住民等の救援
○　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
○　保健衛生の確保

第４章　警報および避難の指示等

第１　警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達等

（１）警報の内容の伝達

ア　市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、行政区、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

※　警報の内容

警報の内容としては、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ適切な措置を講じることができるよう、次のような内容が考えられる。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
  航空機等の接近、相手国の侵攻状況など相手国の軍隊等の状況及びこれらの今後の予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
  当該地域の都道府県名、市町村名など
- 住民及び公私の団体に対し周知すべき事項
  都道府県、市町村等の指示に従って冷静に行動することやテレビ・ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めることなどの必要な事項

（２）警報の内容の通知

ア　市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所等）に対し、警報の内容を通知する。

イ　市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

※　市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

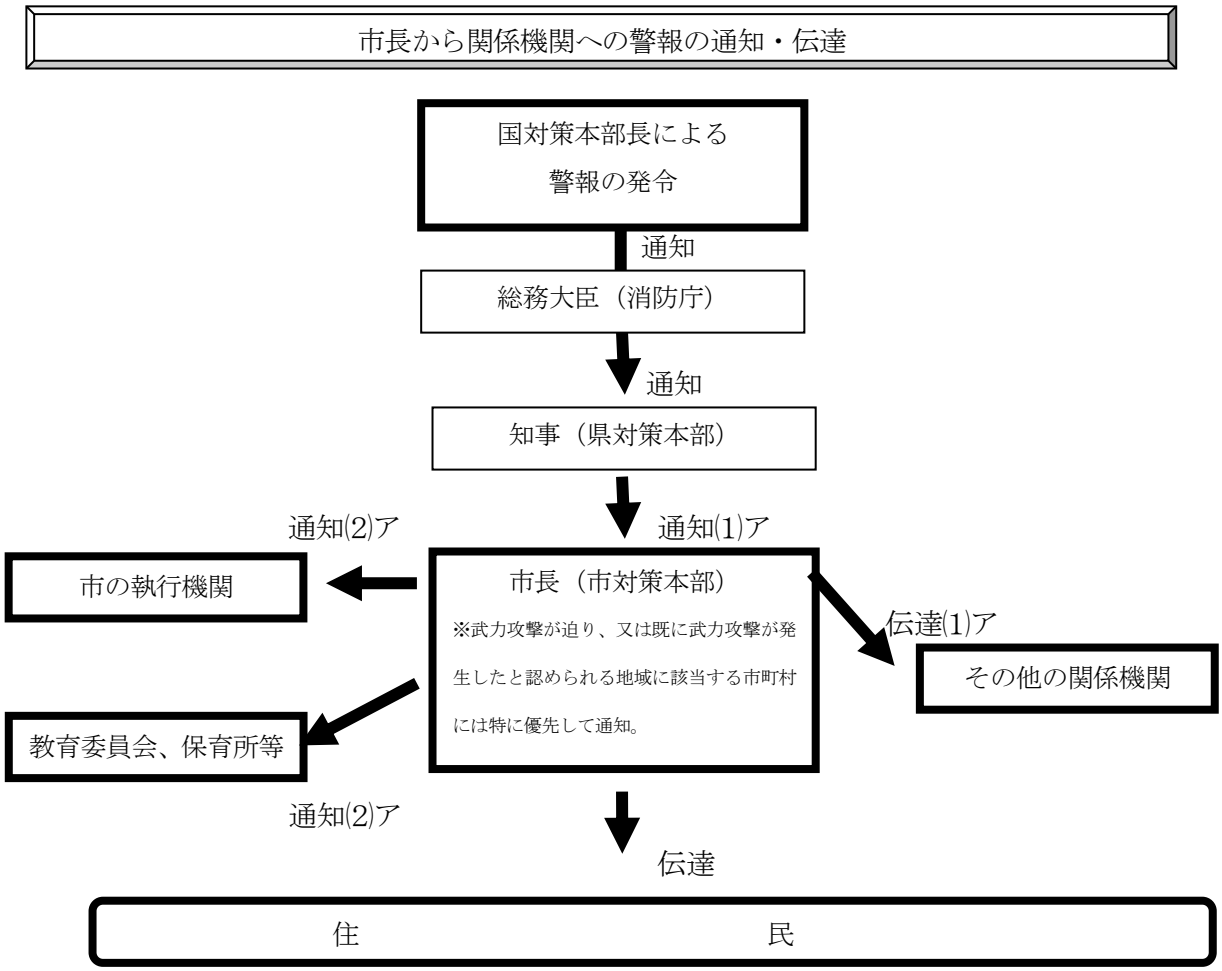

※市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線等のほか広報車を活用することなどにより行う。

2　警報の内容の伝達方法

（1）警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、みやまコミュニティ無線により迅速に住民へ警報を伝達する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、みやまコミュニティ無線やホームページへの掲載、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等による連絡網等により周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※　全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

（2）市長は、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

（3）警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（4）警報の解除の伝達については、みやまコミュニティ無線やホームページへの掲載により住民に周知する。

（5）市長は、船舶内に在る者に対する警報の伝達について、海上保安部が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努める。

（6）警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

ア　大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、市は県との役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努める。

イ　高齢者、障がい者、児童等に対する警報の伝達

市は、防災における体制等を活用し高齢者等の避難行動要支援者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用に努める。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努める。

3　緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２　避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

なお、避難住民の誘導等については、県国民保護計画に定めた「避難の方法の基本的な考え方」に準じるものとし、大規模集客施設等の利用者の避難、高齢者、障がい者等の避難についても県国民保護計画に準じて行う。

１　避難の指示の通知・伝達

ア　市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

イ　市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※　避難の指示の流れについては下図のとおり。

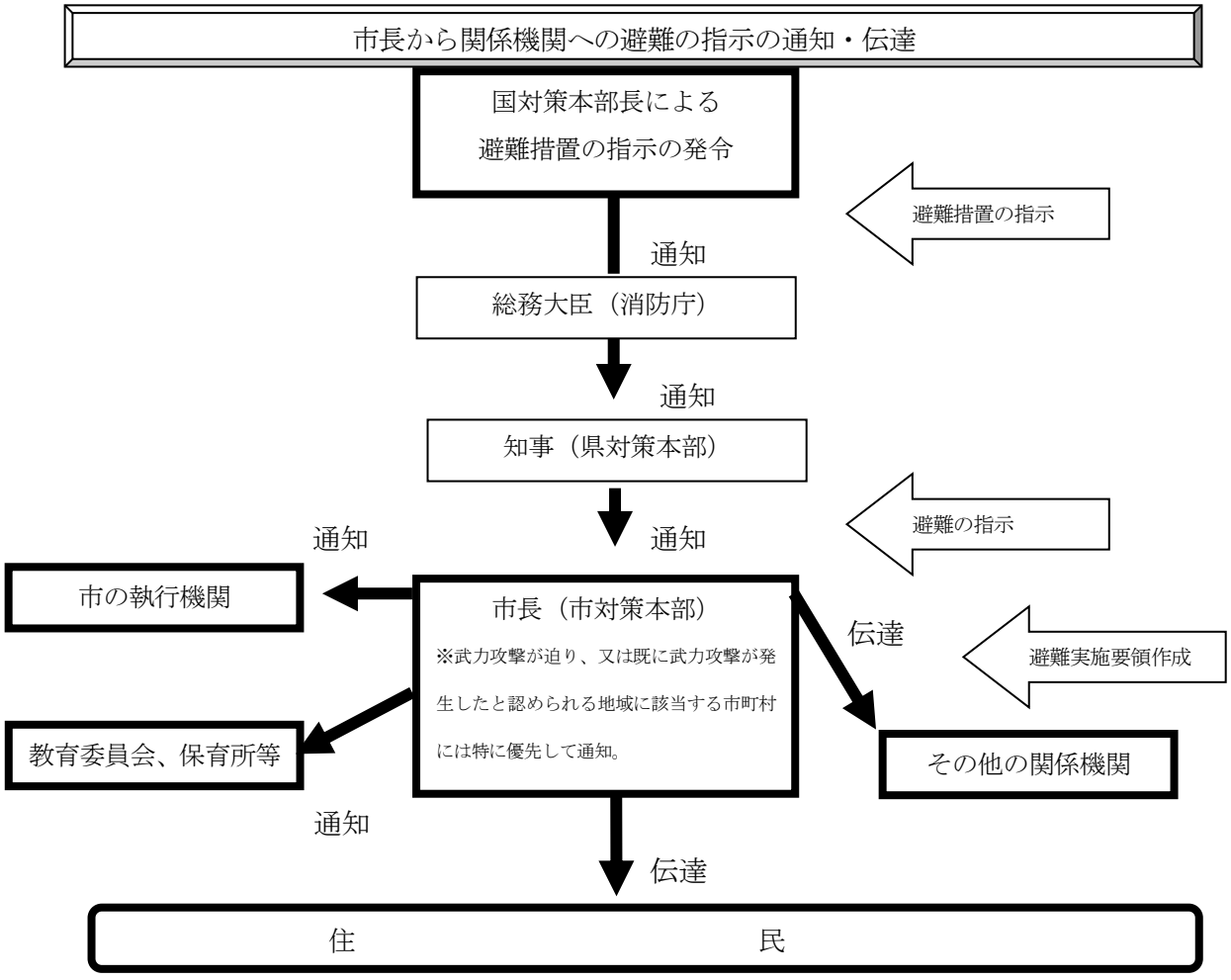

※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2　避難の方法の基本的考え方

（1）屋内への避難（退避）

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難（退避）が考えられる。（第 1 編第 5 章参照）

これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物などに移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に避難する。

（2）市内での避難

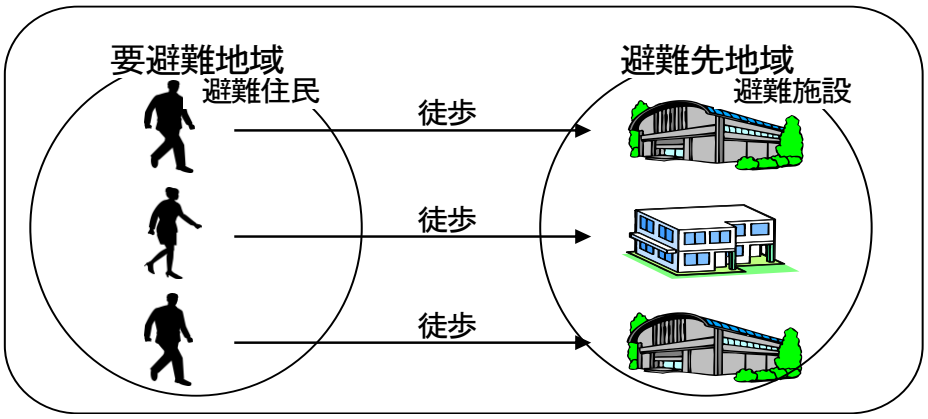

市内での避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。

（3）市の区域を越える避難

市の区域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

ア　要避難地域において、避難者は、あらかじめ市により指定された集合場所に移動する。

・市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。

・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。

イ　要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

・原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等により移動する。

・バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。

・鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。

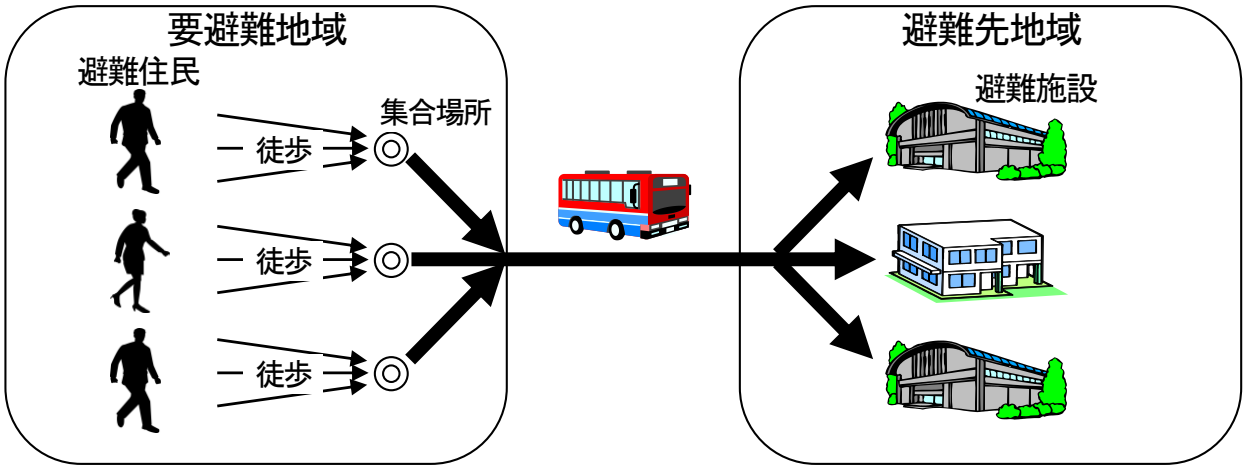

→：①　要避難地域の集合場所（◎）への移動
➡：②　要避難地域から避難施設への移動

※　県の区域を越える住民の避難の場合には、他の都道府県との調整を要する。

（4）避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難について、まず、家族や市職員、消防職員、消防団員、福祉関係者、自主防災組織、近隣の住民などの避難支援者は、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に自家用車等により移動させる。

次に、集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

・バス等に乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。

・そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う避難行動要支援者の避難の確認に特に留意する必要がある。

その他、内閣府が作成する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を参考に行うこととする。

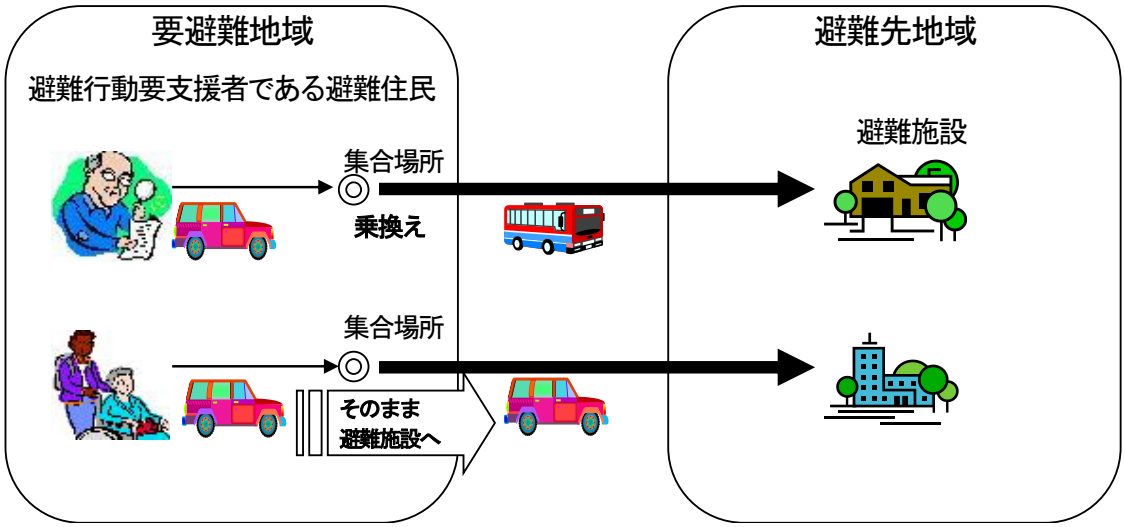

※　地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。

3　高齢者、障がい者等の避難

（1）高齢者、障がい者等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努めるとともに、円滑に避難できるよう配慮を行う。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市長は、その状況について家族等に周知を図る。

（2）大規模集客施設等の利用者の避難

大規模集客施設等における住民の避難に際しては、市長は、施設管理者と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供するなどにより混乱の防止に努め、事態の推移に応じて、速やかに施設外へ利用者を誘導するように努める。

4　各事態での避難の指示の考え方

弾道ミサイル攻撃の場合

ア　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

イ　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

（ア）対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長　警報の発令、避難措置の指示
（その他、記者会見等国民への情報提供）
↓
知　事　避難の指示
↓
市　長　避難実施要領の作成

（イ）実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア　ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を作成し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ　その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ　以上から、避難実施要領の作成に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を作成することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○　避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○　昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危機回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※　ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高い。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

ＮＢＣ攻撃の場合

市長は、ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行う。

武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合の避難については、国対策本部における専門的な分析を踏まえた避難措置の指示及び避難の指示が行われることとなるが、事態の状況を見て、次のような指示が行われることとなる。

ア　コンクリート建物等への屋内避難

イ　事態の進捗に応じて、避難によらなければ相当の被爆を避けられない場合には、他の地域への移動

5　避難実施要領の作成

（1）避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

市長は、作成した避難実施要領を直ちに知事に報告する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の作成の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県国民保護計画に記載される市町村の国民保護計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で記載することもありうる。

（2）避難実施要領の作成の際における項目（県国民保護計画より）

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に留意する。

ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ　一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ　集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ　集合に当たっての留意事項

集合後の行政区内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ　避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ　市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ　要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

コ　避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ　避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。

シ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

（3）避難実施要領の作成の際における考慮事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に考慮する。

ア　避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ　事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

ウ　避難住民の概数把握

エ　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ　輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ　避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿の活用、避難行動要支援者支援班の設置）

キ　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク　職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ　関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の作成に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

（4）避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を作成後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係す

る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

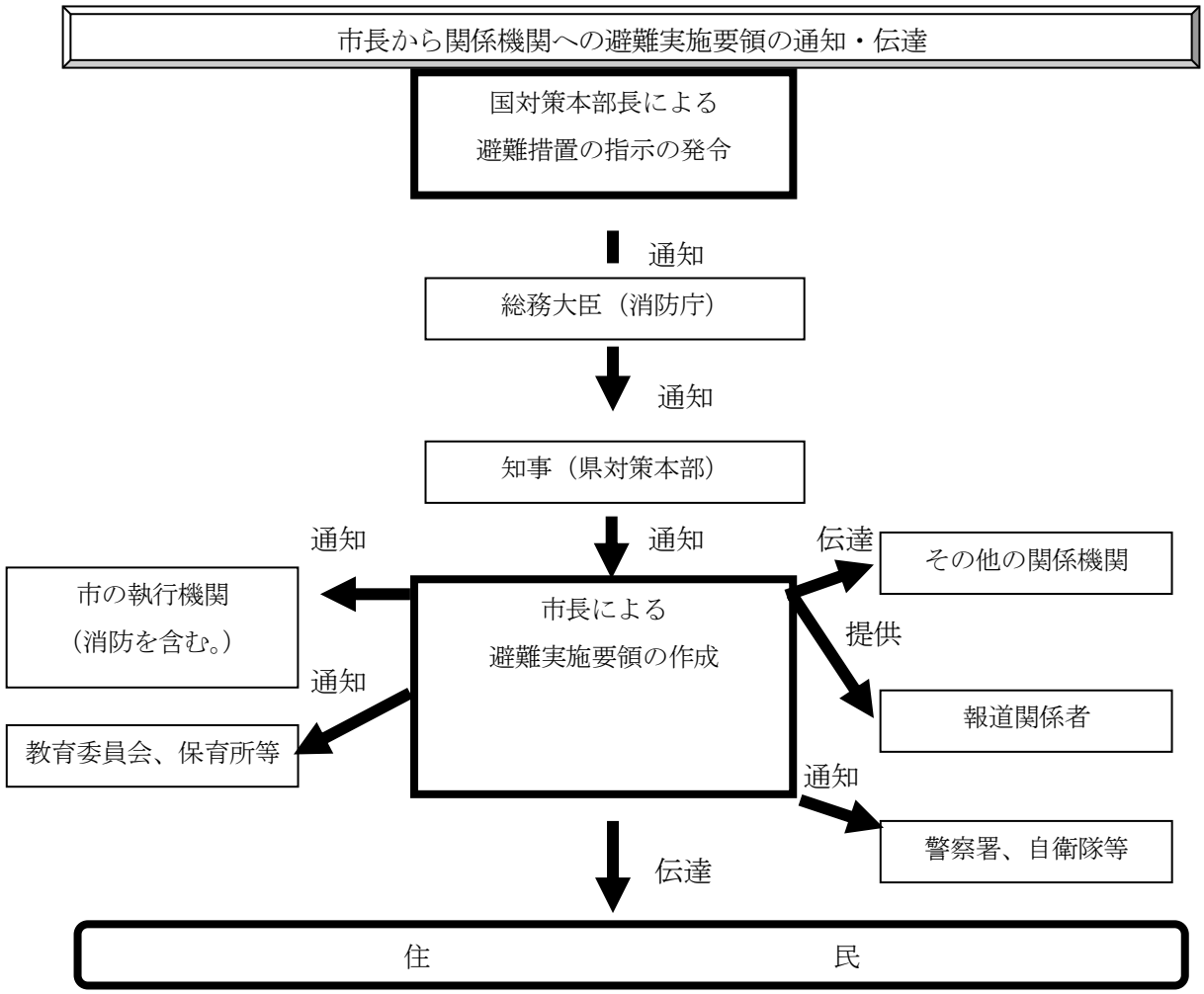

6　避難住民の誘導

（1）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等携行させる。（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあ

ることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（2）消防機関の活動

消防本部および消防署は、消火活動および救助・救急の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防本部または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員および消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（4）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

（5）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、住民の避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

（6）大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

（7）高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等および自治会・自主防災組織等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。この際、自治会等と社会福祉協議会・民生委員との協議を実施し、双方の役割を十分検討した上で、避難行動要支援者名簿を活用しながら、迅速かつ的確に対応を行う。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難（または屋内に留まること）を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

（８）残留者等への対応

市は避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

（９）避難所等における安全確保等

市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難所等の定期的な巡回を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織の等と安全の確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じて、住民等の不安の軽減に努めろ。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室および農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・　危険動物等の逸走対策
・　要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の処置があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な処置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認める時は、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

7　武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領等については、４　各事態での避難の指示の考え方と同じとする。

第５章　救援

１　救援の実施

（１）救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア　収容施設の供与
イ　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
ウ　医療の提供及び助産
エ　被災者の捜索及び救出
オ　埋葬及び火葬
カ　電話その他の通信設備の提供
キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
ク　学用品の給与
ケ　遺体の捜索及び措置
コ　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救援は、本来現物給付によるものであることを前提として、市長は、必要があると認めるときは、金銭を支給して救援を行うことができる。

（２）救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていく。

２　関係機関との連携

（１）県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

（２）他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

（３）日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

（４）緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送

を求める場合は、避難住民の運送の求め等に準じて行う。

3　救援の内容

（1）救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

（2）救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第６章　安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※　安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

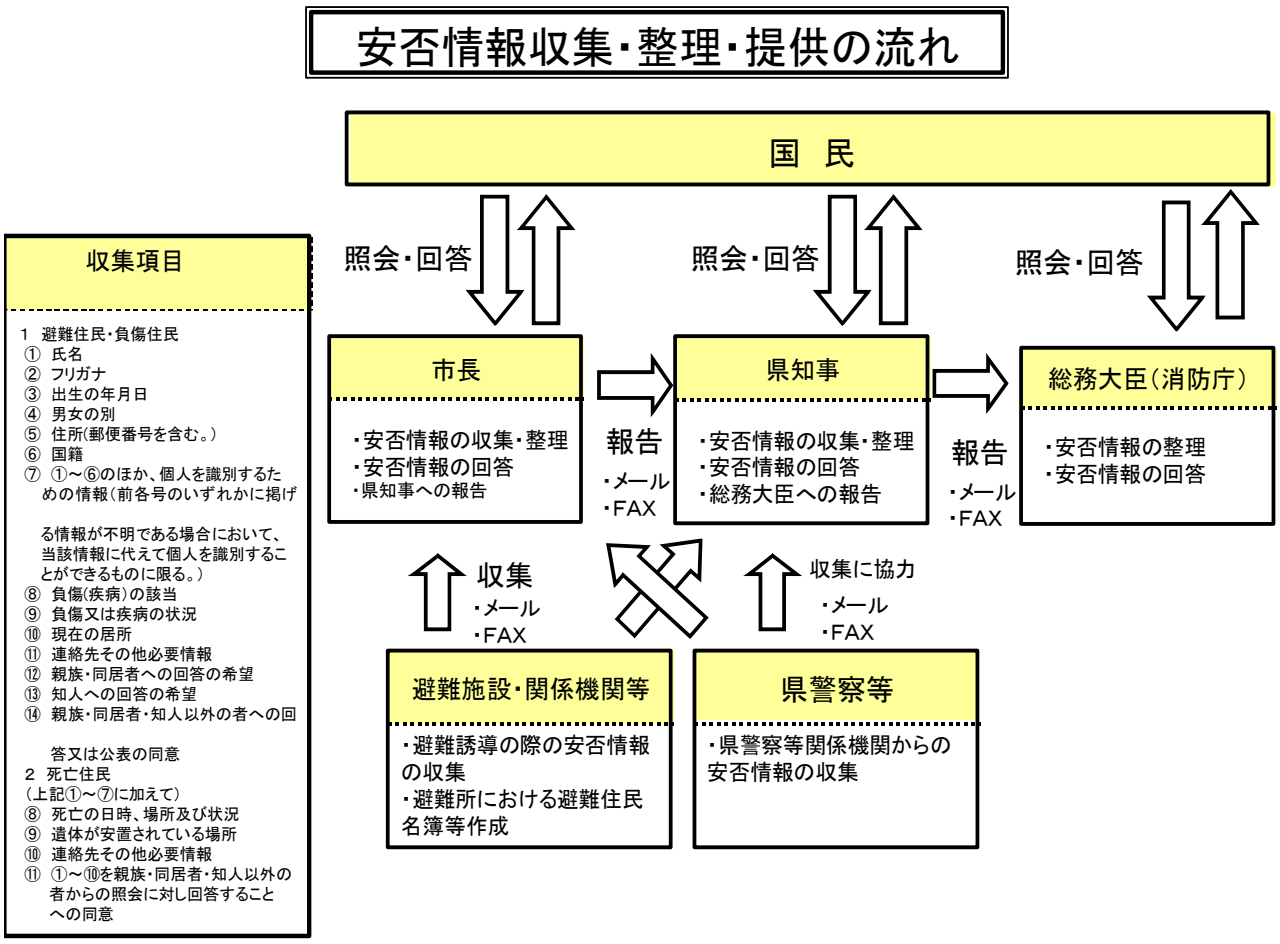

１　安否情報の収集

（１）安否情報の収集

市長は、「安否情報省令」に基づき、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号及び様式第２号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

（２）安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要

な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（2）安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2　県に対する報告

市長は、知事への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3　安否情報の照会に対する回答

（1）安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口、電話及びファックス番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

（2）安否情報の回答

ア　市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ　市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

ウ　市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人情報の保護への配慮

ア　市長は、安否情報が個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ　安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報につい

ては、安否情報回答責任者が判断する。

4　日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供するなどの協力を行う。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

（１）武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

（２）知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

（３）対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

（１）市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

（２）知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　退避の指示

（１）退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要が

あると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危 険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。 ○　「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

（２）屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

ア　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ　敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

（３）退避の指示に伴う措置等

ア　市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ　市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（４）安全の確保等

ア　市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動

時の安全の確保に配慮する。

イ　市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ　市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2　警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

（2）警戒区域の設定に伴う措置等

ア　市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ　市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ　警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ　市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

（3）安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3　応急公用負担等

（1）市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

（2）応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア　他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ　武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4　消防に関する措置等

（1）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（2）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

（3）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長又は消防長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、市長は、知事に対してその旨を通報する。

（4）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（3）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

（5）消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われ

るよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

（6）消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

（7）医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

（8）安全の確保

ア　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ　その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ　市長は、自らの市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ　市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

１　生活関連等施設の安全確保

（1）生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（2）消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自

ら必要があると認めるときも、同様とする。

（３）市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

（１）危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※　危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部所在市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

【措置】

（ア）危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 12 条の３）

（イ）危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第３項第２号）

（ウ）危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第３項第３号）

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、アの（ア）から（ウ）の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４　武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、また、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

１　武力攻撃原子力災害への対処

市は、市の区域内に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物資の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において､放射性物質を取り扱う事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

（１）福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容等の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。

（２）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア　市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ　市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ　市長は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ　市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

（３）モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（４）住民の避難誘導

ア　市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行う。

イ　市長は、放射性物質管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨

を知事に通知する。

（５）国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

（６）安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（７）職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

（８）避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

（９）飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

（１）応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（２）国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について

の報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（4）汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市対策本部民生対策部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

（5）市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措　　置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

１	当該措置を講ずる旨
２	当該措置を講ずる理由
３.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限
４	当該措置を講ずる時期
５	当該措置の内容

（６）要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

ア　市は、電話、ファックスその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ　市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

ウ　市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 26 7 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファックス等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

エ　市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファックス等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第９章　保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

（１）保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

（２）防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

（３）食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止のため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

（４）飲料水衛生確保対策

ア　市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ　市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ　市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

（５）栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理の特例

ア　市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ　市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（2）廃棄物処理対策

ア　市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ　市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第１０章　国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定や水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

（１）水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（２）公共的施設の適切な管理

河川、道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第１１章　特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（１）特殊標章等

ア　特殊標章

第一追加議定書第６６条３に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ　身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書

ウ　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

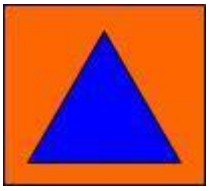

（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名 Name ----------

生年月日 Date of birth ----------

この証明書の所持者は、次の資格において、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約及び 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol Ⅰ) in his capacity as

----

交付等の年月日/Date of issue　　証明書番号 /No.of card

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry ----------

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information

血液型 Blood type ----------

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

（身分証明書のひな型）

（２）特殊標章等の交付および管理

市長、消防長および水防管理者は、「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる

ア　市長

・市の職員（消防長の所轄の消防職員ならびに水防管理者の所轄の水防団長および水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
・消防団長および消防団員
・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　消防長

・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ　水防管理者

・水防管理者の所轄の水防団長および水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（３）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県およびその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等および赤十字標章等の意義およびその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　基本的考え方

（１）市が管理する施設および設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害の発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

（２）通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県を通じて総務省にその状況を連絡する。

（３）県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

（１）市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

（２）市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

２　市が管理する施設および設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

３　復旧に当たっての留意点

市は、武力攻撃災害の復旧に当たっては、一般住民との十分な情報の共有と対話を重ねながら実施する。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

（１）国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

（２）関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償および損害補償

（１）損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続きに従い、補償を行う。

（２）損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い損害補償を行う。

３　総合調整および指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編第５章２に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知および伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知および伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害またはその影響のおよぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関および当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知および伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知および伝達に準じて、これを行う。

資料編

１　関係機関の連絡窓口

（１）国の関係出先機関

（自衛隊）

部隊等の長及び窓口	区　　分	所　　在　　地
西部方面総監部防衛部	陸上自衛隊	熊本県熊本市東町１－１－１
佐世保地方総監部防衛部	海上自衛隊	長崎県佐世保市平瀬町 18 番地
西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町３－１－１
第４師団司令部第３部	陸上自衛隊	春日市大和町５－１２

（海上保安庁）

名　　称	窓　　口	所　　在　　地
三池海上保安部	警備救難課	大牟田市新港１

（指定行政機関）

名　　称	担　　当　　部　　署	所　　在　　地
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	東京都千代田区霞が関 2-2-1
	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	東京都千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	東京都千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1

名　　称	担　当　部　署	所　　在　　地
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-1
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	東京都千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	東京都千代田区霞が関 1-2-2
防衛省	総合幕僚監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛装備庁	長官官房総務官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1

（指定地方行政機関）

名　　称	担　当　部　署	所　　在　　地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園７番７号
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10−7（福岡第 2 合同庁舎）
九州総合通信局	総務課	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号（熊本地方合同庁舎）
九州財務局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東２－１１－１　福岡合同庁舎
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸 1-3-10（門司港湾合同庁舎）
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前 3-2-8
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号　福岡合同庁舎
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号（熊本地方合同庁舎）
九州森林管理局	企画調整課	熊本県熊本市京町本丁 2−7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東２丁目１１－１　福岡合同庁舎本館
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡合同庁舎本館
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東２－１０－７
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東 2-11-1（福岡合同庁舎新館）
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番７６号（大阪合同庁舎第四号館）

名　　称	担　当　部　署	所　　在　　地
	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜１３０２－１７
福岡管区気象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠 1-2-36
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸１－３－１０
九州地方環境事務所	総務課	熊本県熊本市尾ノ上 1-6-22

（２）関係指定公共機関

所管省庁	名　　称	担当部署	所　　在　　地
国土交通省	国立研究開発法人会場・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川６－３８－１
海上保安庁	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい３－３－１　三菱重工横浜ビル
国土交通省	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原１番地
国土交通省	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	経営戦略室	東京都三鷹市新川６－３８－１
厚生労働省	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘２－５－２１
経済産業省	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業省	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込２－２８－８
総務省	国立研究開発情報通信研究機構	経営企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町 4-2-1
農林水産省	国立研究開発法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里１
農林水産省	国立研究開発法人水産研究・教育機構	経営企画部経営企画課	神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－３クイーンズタワーＢ　１５Ｆ
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原１－６
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全研究・防災支援部門原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-13
国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	総務部管理課	神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号横浜三井ビルディング５階
農林水産省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	企画調整部企画調整室	茨城県つくば市観音台３－１－１
文部科学省	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1
国土交通省	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心１１－２
財務省	日本銀行	決済機構局業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町２－１－１
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門１－１－３
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南 2-2-1

所管省庁	名　　称	担当部署	所　　在　　地
経済産業省	広域的運営推進機関	総務部業務グループ	東京都光徳豊洲 6-2-15
総務省	日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区霞が関 1-3-2
国土交通省	西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部危機管理防災課	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アバンザ
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号
国土交通省	日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門災害対策室	東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエアイースト 20 階
総務省	西日本電信電話株式会社	設備本部サービスマネジメント部災害対策室	大阪府大阪市中央区馬場町 3-8 馬場町ビル 7 階
経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部防災グループ	福岡市中央区渡辺通２－１－８２
経済産業省	電源開発株式会社	総務部総務・法務室（危機管理・防災）	東京都中央区銀座 6-15-1
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代１－１７－１
国土交通省	オーシャントランス株式会社	新門司ターミナル	北九州市門司区新門司北 1-12
国土交通省	株式会社名門大洋フェリー	常務執行役員営業統括部長	大阪府大阪市西区江戸堀１－９－６
国土交通省	阪九フェリー株式会社	安全統括管理者	北九州市門司区新門司北１－１
国土交通省	JR 九州バス株式会社	企画部	福岡市博多区堅粕 2-22-2
国土交通省	佐川急便株式会社	CSR 推進部	京都府京都市南区上鳥羽角田町６８番地
国土交通省	西濃運輸株式会社	総務室	岐阜県大垣市田口町１番地
国土交通省	日本通運株式会社	業務部	東京都港区東新橋１丁目９番３号
国土交通省	福山通運株式会社	業務部（東京）	東京都江東区越中島３－６－１５
国土交通省	ヤマト運輸株式会社	CSR 推進部	東京都中央区銀座２丁目１６番１０号
国土交通省	ANA ウイングス株式会社	ANA 福岡支店総務課	福岡市中央区天神１－１２－１４ 紙与渡辺ビル
国土交通省	株式会社スターフライヤー	総務人事部	北九州市小倉南区空港北町６番北九州空港スターフライヤー本社ビル
国土交通省	株式会社日本航空	経営企画本部経営戦略部	東京都品川区東品川 2-4-11
国土交通省	スカイマーク株式会社	経営企画部経営戦略課	東京都大田区羽田空港 3-5-10 ユーティリティーセンタービル８F
国土交通省	全日本空輸株式会社	ANA 福岡支店総務課	福岡市中央区天神１－１２－１４ 紙与渡辺ビル
国土交通省	日本トランスオーシャン航空株式会社	路線事業部	沖縄県那覇市山下町３－２３

所管省庁	名　　称	担当部署	所　　在　　地
国土交通省	西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪府大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市中央区天神 1 丁目 11 番 17 号　福岡ビル５Ｆ
国土交通省	井本商運株式会社	取締役	兵庫県神戸市中央区浪花町 59 神戸朝日ビルディング 22F
国土交通省	川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	東京都千代田区霞が関 3-2-1
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区霞が関 3-2-1
総務省	KDDI 株式会社	福岡テクニカルセンター	福岡市中央区長浜 2-3-9 福岡第二ＮＣビル
総務省	株式会社ＮＴＴドコモ	ＣＳ九州法人事業部法人営業部	福岡市中央区舞鶴 2-3-1　ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋 1-9-1　東京汐留ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ

（３）指定地方公共機関

名　　称	担　当　部　署	所　　在　　地
大牟田瓦斯株式会社	供給グループ	大牟田市泉町4-5
西日本ガス株式会社	総務課	柳川市新外町89-2
筑紫ガス株式会社	経営統括本部	筑紫野市紫2-12-10
直方ガス株式会社	統括部長	直方市新町3-3-10
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2
高松ガス株式会社	水巻支店	遠賀郡水巻町猪熊10丁目2-25
一般社団法人福岡県ＬＰガス協会	総務課	福岡市博多区山王1-10-15
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡福智町金田1145-2
筑豊電気鉄道株式会社	業務部総務課	中間市鍋山町1-6
甘木鉄道株式会社	運輸部	朝倉市甘木1320
北九州高速鉄道株式会社	総務課	北九州市小倉南区企救丘2-13-1
西鉄バス久留米株式会社	運行部	久留米市御井町2291-1
西鉄バス大牟田株式会社	運行部	大牟田市白金町63
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2
九州急行バス株式会社	営業部	福岡市博多区博多駅南4-7-2
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1-302-1
株式会社甘木観光バス	路線事業部	朝倉市大字甘木１３９６番地２
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区那の津3-8-15
西鉄バス北九州株式会社	営業本部総務課	北九州市小倉北区砂津1-1-2
柳城観光株式会社	本社営業所	柳川市下宮永町1092-1
九州郵船株式会社	海務部海務課	福岡市博多区神屋町1-27
壱岐・対馬フェリー株式会社	運航部	福岡市中央区那の津3-46-7
久留米運送株式会社	総務課	久留米市東櫛原町353

名　　称	担　当　部　署	所　　在　　地
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府北3-4-1
株式会社ランテック	安全品質管理部	福岡市博多区古門戸町 4-26
丸善海陸運輸株式会社	運輸課	久留米市善導寺町飯田829-1
三友通商株式会社	業務統括部	筑紫野市上古賀2-1
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東 1-18-8
福岡国際空港株式会社	総務本部総務・人事部	福岡市博多区大字下臼井782-1
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南 2-9-30
一般社団法人福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15
公益社団法人福岡県獣医師会	業務課	福岡市中央区天神1-1-1　アクロス福岡13階
福岡県道路公社	総務部	福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜2-7-53
ＲＫＢ毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-2
株式会社ＴＶＱ九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉2-3-1
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川 2-22-8
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川1-9-19
ラブエフエム国際放送株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉1-12-23　西鉄今泉ビル5F
株式会社CROSS　FM	編成事業部	北九州市小倉北区京町3-1-1　COLET/I ‘m10階

（４）市町村　　（令和７年４月１日現在）

市町村名	担当課名	防災電話	防災ＦＡＸ	ＮＴＴ電話番号(内)	緊急時ＮＴＴ電話番号	ＮＴＴＦＡＸ
北九州市	危機管理室危機管理課	78-101-70	78-101-75	093-582-2110	093-582-3811 （消防局指令課）	093-582-2112
福岡市	防災企画課	78-201-70	78-201-75	092-711-4967 （6210）	092-725-6595 （災害救急指令センター）	092-733-5861
大牟田市	防災危機管理室	78-202-70	78-202-75	0944-41-2222 （3841・3842）	0944-41-2222 （夜間）	0944-41-2893
久留米市	総務部防災対策課	78-203-70	78-203-75	0942-30-9074	0942-30-9000	0942-30-9712
直方市	防災・地域安全課	78-204-70	78-204-75	0949-25-2223	0949-25-2002	0949-24-3812
飯塚市	防災安全課	78-205-70	78-205-75	0948-22-5500 （1333）	0948-22-2868	0948-22-5754
田川市	安全安心まちづくり課	78-206-70	78-206-75	0947-85-7114	0947-44-2000	0947-46-0124
柳川市	総務課	78-207-70	78-207-75	0944-77-8153	0944-73-8111	0944-74-1374
八女市	防災安全課	78-210-70	78-210-75	0943-23-1731	同左	0943-23-2583
筑後市	防災安全課	78-664-74	78-664-75	0942-65-7260	同左	0942-54-0336
大川市	地域支援課	78-212-70	78-212-75	0944-87-2101	同左	0944-87-2363
行橋市	総務課防災危機管理室	78-213-70	78-213-75	0930-25-1111 （1450・1451）	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課	78-214-70	78-214-75	0979-82-1115	―	0979-83-2560
中間市	安全安心まちづくり課	78-215-70	78-215-75	093-244-1111 （1252）	093-246-2017	093-246-1661
小郡市	防災安全課	78-216-70	78-216-75	0942-72-2111 （242）	同左	0942-73-4466
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	78-217-75	092-923-1111 （223）	092-923-0183	092-923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	78-218-75	092-584-1111 （3911・3912）	同左	092-584-1143
大野城市	危機管理課	78-219-70	78-219-75	092-580-1966	092-501-2211	092-573-7791
宗像市	危機管理課	78-220-70	78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	防災安全課	78-221-71	78-221-75	092-921-2121 （519、531）	092-921-2122	092-921-1601
古賀市	総務課	78-223-70	78-223-75	092-942-1111 （327）	092-942-1112	092-942-3758
福津市	防災安全課	78-362-70	78-362-75	0940-42-1111 （2251）	0940-43-8107	0940-43-3168

市町村名	担当課名	防災電話	防災ＦＡＸ	ＮＴＴ電話番号(内)	緊急時ＮＴＴ電話番号	ＮＴＴＦＡＸ
うきは市	市民協働推進課	78-481-70	78-481-75	0943-75-4982	同左	0943-75-5509
宮若市	総務課	78-403-70	78-403-75	0949-32-0511	0949-32-0510	0949-32-9430
嘉麻市	防災対策課	78-423-70	78-423-75	0948-42-7417	0948-42-7098	0948-42-7098
朝倉市	防災交通課	78-209-70	78-209-75	0946-22-1111 （110、119）	0946-23-0364	0946-22-0418
みやま市	地域・防災課	78-561-70	78-561-75	0944-64-1502	0944-63-6111	0944-64-1503
糸島市	危機管理課	78-222-70	78-222-75	092-332-2110	同左	092-324-8355
那珂川市	安全安心課	78-305-70	78-305-75	092-953-2211 （243）	同左	092-953-3049
宇美町	地域コミュニティ課	78-341-70	78-341-75	092-932-1111 (522)	同左	092-933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	78-342-75	092-947-1113	092-947-8409	092-947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	78-343-75	092-935-1001 （2031）	同左	092-935-2694
須恵町	総務課	78-344-70	78-344-75	092-932-1152 （318）	092-932-1151	092-933-6759
新宮町	地域協働課	78-345-70	78-345-75	092-963-1734 （221）	092-963-1734	092-962-2078
久山町	総務課	78-348-70	78-348-75	092-976-1111 (232)	同左	092-976-2463
粕屋町	協働のまちづくり課	78-349-70	78-349-75	092-938-2311 （263）	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課	78-381-70	78-381-75	093-223-3572	同左	093-223-3927
水巻町	総務課	78-382-70	78-382-75	093-201-4321 （222）	同左	093-201-4423
岡垣町	地域づくり課	78-383-70	78-383-75	093-282-1211 （285、286）	同左	093-282-1310
遠賀町	総務課	78-384-70	78-384-75	093-293-1234	同左	093-293-0806
小竹町	総務課	78-401-70	78-401-75	0949-62-1212	0949-62-1212	0949-62-1140
鞍手町	まちづくり課	78-402-70	78-402-75	0949-42-2033	同左	0949-42-5693
桂川町	総務課	78-421-70	78-421-75	0948-65-1100 （211、212）	同左	0948-65-3424
筑前町	環境防災課	78-444-70	78-444-75	0946-42-6609	同左	0946-42-2011

市町村名	担当課名	防災電話	防災ＦＡＸ	ＮＴＴ電話番号(内)	緊急時ＮＴＴ電話番号	ＮＴＴＦＡＸ
東峰村	総務企画課	78-446-70	78-446-75	0946-72-2311	0946-26-8700	0946-72-2038
大刀洗町	総務課	78-503-70	78-503-75	0942-77-0101 (107)	0942-77-0171	0942-77-3063
大木町	総務課	78-522-70	78-522-75	0944-32-1035	0944-32-1444	0944-32-1054
広川町	企画課	78-544-70	78-544-75	0943-32-1196	0943-32-1440	0943-32-5164
香春町	総務課	78-601-70	78-601-75	0947-32-2511 (212)	同左	0947-32-4815
添田町	防災管財課	78-602-70	78-602-75	0947-82-4002	同左	0947-82-2869
糸田町	防災管財課	78-604-70	78-604-75	0947-26-1232	0947-26-1232	0947-26-1651
川崎町	防災管財課	78-605-70	78-605-75	0947-72-3000	0947-72-3000	0947-72-3415
大任町	総務企画財政課	78-608-70	78-608-75	0947-63-3000	同左	0947-63-3813
赤村	総務課	78-609-70	78-609-75	0947-62-3000	同左	0947-62-3007
福智町	防災管財課	78-603-70	78-603-75	0947-22-7771	同左	0947-22-7774
苅田町	総務課危機管理室	78-621-70	78-621-75	093-588-1037	093-434-117	093-436-3014+
みやこ町	総務課	78-623-70	78-623-75	0930-32-2511	同左	0930-32-4563
吉富町	未来まちづくり課	78-642-70	78-642-75	0979-24-1122	同左	0979-24-3219
上毛町	総務課	78-644-70	78-644-75	0979-72-3111 (113)	0979-72-3111 (113)	0979-72-4664
築上町	総務課	78-641-70	78-641-75	0930-56-0300	0930-56-0300	0930-56-1405

（５）消防本部（局）

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
北九州市消防局	警防課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-3817	093-582-6898
福岡市消防局	警備部警防課	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6551	092-791-2420
大牟田市消防本部	総務課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	警防課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-245-0901	093-246-0119
みやま市消防本部	総務課庶務係	みやま市瀬高町小川2062	0944-62-5125	0944-62-3234
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	092-332-8027	092-324-4514
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
八女消防本部	警防課	八女市本村22-1	0943-24-2119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防組合消防本部	警防課警防係	筑紫野市針摺西1-1-1	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	警防課	飯塚市片島3-16-8	0948-22-7600	0948-24-5670
春日･大野城･那珂川消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	092-584-1197	092-584-1200
田川地区消防本部	警防課	田川市川宮1570	0947-44-6225	0947-46-1404
久留米広域消防本部	救急防災課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5158	0942-38-5172
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市大字荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630

消防本部（局）名	担当部署名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	宮若市宮田16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木･朝倉消防本部	警防課	朝倉市一木18-20	0946-23-2753	0946-24-1334
粕屋南部消防組合消防本部	警防課	志免町大字田富170	092-935-1088	092-935-5184
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2481	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0132	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

２　安　否　情　報　省　令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

（平成１７年３月２８日総務省令第４４号）
最終改正：令和６年１１月２９日総務省令第１０２号

（安否情報の収集方法）

第１条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「法」という。）第９４条第１項及び第２項（法第１８３条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第１号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第２号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第２条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号。以下「令」という。）第２５条第２項（令第５２条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第９４条第１項及び第２項（法第１８３条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第３号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第３条　法第９５条第１項（法第１８３条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第２６条第１項（令第５２条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第４号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

２　法第９５条第１項（法第１８３条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

３　前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第４条　法第９５条第１項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第５号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）
第５条　総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第９４条第２項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附　則
（施行期日）
第１条　この省令は、平成１７年４月１日から施行する。
（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）
第２条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）の一部を次のように改正する。
別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成１３年政令第３６２号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）	第２５条第２項

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号）	第２条及び第３条

附　則　（平成１８年３月３１日総務省令第５０号）
第１条　この省令は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、本則に１条を加える改正規定及び附則第２条の別表の改正規定のうち第５条に係る部分については、平成１９年４月１日から施行する。
（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）
第２条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）の一部を次のように改正する。
別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号）の項を次にように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号）	第３条、第４条及び第５条

附　則　（平成２７年９月１６日総務省令第７６号）
第１条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第１項において「番号利用法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成２８年１月１日）から施行する。
第２条
２　次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第５条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第２の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第２０条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第３０条の４４第９項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
１及び２　略
３　第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第３条第２項

附　則　（令和６年１１月２９日総務省令第１０２号）
この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第７条第１項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年１２月２日）から施行する。

様式第１号（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年　　月　　日
④男女の別	男　　女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日　本　　その他（　　）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負　傷　　非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注１）本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第２号（第１条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年　　月　　日
④男女の別	男　　女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日　本　　その他（　　）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注１）本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先		
同意回答者住所			続　柄	

（注５）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分

市町村名：　　担当者名：

①氏　名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住　所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の希望	備　考

備 考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第４号（第３条関係）

安　否　情　報　照　会　書

総務大臣
（都道府県知事）　殿
（市町村長）

年　　月　　日

申　請　者
住所（居所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （　　）
備　　考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日　本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備　　考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　※印の欄には記入しないこと。

様式第５号（第４条関係）

安　否　情　報　回　答　書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

３ 火災･災害等即報要領

（昭和５９年１０月１５日
消防災第２６７号消防庁長官）

改正　平成　６年１２月　消防災第２７９号
平成　７年　４月　消防災第　８３号
平成　８年　４月　消防災第　５９号
平成　９年　３月　消防情第　５１号
平成１２年１１月（消防災第　９８号
消防情第１２５号）
平成１５年３　月（消防災第　７８号
消防情第　５６号）
平成１６年　９月　消防震第　６６号
平成２０年　５月　消防応第　６９号
平成２０年　９月　消防応第１６６号
平成２４年　５月　消防応第１１１号
平成２９年　２月　消防応第　１１号
平成３１年　４月　消防応第　２８号
令和　元年　６月　消防応第　１２号
令和　元年　６月　消防応第　１２号
令和　元年　６月　消防応第　１２号
令和　３年　５月　消防応第　２９号
令和　５年　５月　消防応第　５５号
令和　７年　４月　消防応第　４４号

第１ 総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第 40 条
消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成６年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3　報告手続

(1)　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)　市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1)　様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告すること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2)　画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5　報告に際しての留意事項

(1)　都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2)　都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3)　都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに

消防庁へ報告をするものとする。

(4)　市町村が都道府県に報告できない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5)　上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1)　一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2)　個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　火災

（ア）　建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）　林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）　交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）　特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）　負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）　５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）　海上、河川への危険物等流出事故

（カ）　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5)　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6)　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8)　上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・　バスの転落による救急・救助事故

・　ハイジャックによる救急・救助事故

・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3　武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　国民保護法第 172 条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）につい

て報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第 13 条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2)　個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

（ア）　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊~~破堤~~又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

(1)　交通機関の火災

第２の１の（2）のアの（ウ）に同じ。

(2)　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（2）のイの（ア)、(イ）同じ。

(3)　危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の（2）のウの（ア)、(イ）に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）　５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4)　原子力災害等

第２の１の（2）のエに同じ。

(5)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6)　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1)　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2)　バスの転落等による救急・救助事故

(3)　ハイジャックによる救急・救助事故

(4)　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４　災害即報

(1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2)第２の４の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1　第１号様式（火災）

(1)　火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3)　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4)　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5)　その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）　火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ 又はｇ のいずれかに該当する火災

（ア）　発見及び通報の状況

（イ）　延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

（ウ）　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）　り災者の避難保護の状況

（オ）　都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）　林野の植生

（ウ）　自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

（ア）　車両、船舶、航空機等の概要

（イ）　焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2　第２号様式（特定の事故）

(1)　事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3)　特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5)　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6)　施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8)　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11)　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12)　原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替

えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等	人（　　人） 重症　人（　　人） 中等症　人（　　人） 軽症　人（　　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所 自衛防災組織	人	
		事業所 共同防災組織	人	
		事業所 その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1)　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2)　事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3)　死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4)　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5)　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6)　消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8)　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）

  不審物（爆発物）の有無

  立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1)　第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

（ア）　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）　災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

~~e~~　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

ウ　応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="6">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="11"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死　者</td><td></td><td>人</td><td rowspan="2">重傷者</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="3">住家被害</td><td>全壊</td><td></td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>うち災害関連死者</td><td></td><td>人</td><td>半壊</td><td></td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td>不明</td><td></td><td>人</td><td>軽傷者</td><td></td><td>人</td><td>一部破損</td><td></td><td>棟</td><td>未分類</td><td></td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="11">119番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（都道府県）</td><td colspan="6">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="2">消防機関等の活動状況</td><td colspan="9">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="11">その他都道府県又は市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　　　　　　　　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2)　第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第４号様式（その２）別紙を用いて報告をすること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）　災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）　災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）　災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没 ha		公立文教施設	千円			市町村	
				冠水 ha		農林水産業施設	千円				
			畑	流失・埋没 ha		公共土木施設	千円				
				冠水 ha		その他の公共施設	千円				
報告者名			学校	箇所		小計	千円		本部状況		
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
			道路	箇所		その他	農産被害	千円			
区分	被害		橋りょう	箇所			林産被害	千円			
人的被害	死者 人		河川	箇所			畜産被害	千円			
	うち災害関連死者 人		港湾	箇所			水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
	行方不明者 人		砂防	箇所			商工被害	千円			
	負傷者 重傷 人		清掃施設	箇所							
	負傷者 軽傷 人		鉄道不通	箇所							
住家被害	全壊 棟		被害船舶	隻			その他	千円			
	全壊 世帯		水道	戸		被害総額		千円	119番通報件数		件
	全壊 人		電話	回線		災害の概況					
	半壊 棟		電気	戸		応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
	半壊 世帯		ガス	戸							
	半壊 人		ブロック塀等	箇所							
	一部破損 棟										
	一部破損 世帯										
	一部破損 人										
	床上浸水 棟										
	床上浸水 世帯										
	床上浸水 人										
	床下浸水 棟		り災世帯数	世帯							
	床下浸水 世帯		り災者数	人							
	床下浸水 人		火災発生 建物	件			自衛隊の災害派遣		その他		
非住家	公共建物 棟		危険物	件							
	その他 棟		その他	件							

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第４号様式（その2）　別紙

都道府県名　（　　　　　　　　　　　　）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害					住家被害				
	死者		行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
		うち災害関連死者		重傷	軽傷					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

４　災害拠点病院一覧表

（基幹災害医療センター・地域災害医療センター）　　（令和７年４月１日現在）

区分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT指定	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	○	694	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	369	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	緊急時	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	福岡大学病院	○	771	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	九州大学病院	○	1252	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	福岡赤十字病院	○	511	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	屋上	公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	福岡和白病院	○	369	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	粕　屋	国立病院機構福岡東医療センター	○	549	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	粕　屋	福岡青洲会病院	○	213	糟屋郡粕屋町長者原西４丁目11番８号	092-939-0010	敷地外	緊急時	4.0km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	北九州市立八幡病院	○	350	北九州市八幡東区尾倉２丁目６番２号	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	北九州市立医療センター	○	522	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.8km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	健和会大手町病院	○	449	北九州市小倉北区大手町13-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	4.4km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉北区東城野町1-1	093-921-0560	敷地外	緊急時	2.5km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	産業医科大学病院	○	664	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	0.4km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	九州病院	○	575	北九州市八幡西区岸の浦１－８－１	093-641-5111	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	久留米	久留米大学病院	○	1018	久留米市旭町67	0942-35-3311	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	久留米	聖マリア病院	○	1097	久留米市津福本町422	0942-35-3322	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	有　明	大牟田市立病院	○	320	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	飯　塚	飯塚病院	○	1006	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800	敷地外	公共用	0.2km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	田　川	田川市立病院	○	313	田川市大字糒1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.3km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	京　築	新行橋病院	○	246	行橋市道場寺1411	0930-24-8899	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	福岡・糸島	福岡記念病院	○	239	福岡市早良区西新1-1-35	092-821-4731	敷地外	緊急時	1.1 km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	新小文字病院	○	214	北九州市門司区大里新町2-5	093-391-1001	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	朝　倉	朝倉医師会病院	○	224	朝倉市来春 422-1	0946-23-0077	敷地内	緊急時	0.1 km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	筑　紫	福岡県済生会二日市病院	○	260	筑紫野市湯町３－13－１	092-923-1551	敷地外	緊急時	1.0 km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	京　築	小波瀬病院	○	266	京都郡苅田町大字新津1598	0930-24-5211	敷地内	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	九州労災病院	○	450	北九州市小倉南区曽根北町1-1	093-471-1121	屋上	非公共用	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	北九州	戸畑共立病院	○	218	北九州市戸畑区沢見2-5-1	093-871-5421	屋上	公共用	3.0km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	筑　紫	福岡徳洲会病院	○	602	春日市須玖北4-5	092-573-6622	屋上	緊急時	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	宗　像	宗像水光会総合病院	○	300	福津市日蒔野5-7-1	0940-34-3111	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	八女・筑後	筑後市立病院	○	199	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511	屋上	緊急時	
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	有　明	ヨコクラ病院	○	199	みやま市高田町濃施480-2	0944-22-5811	屋上	緊急時	

５　感染症指定医療機関一覧

（１）第一種感染症指定医療機関

医　療　機　関　名	住　　所	電　話	病床数
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	2

（２）第二種感染症指定医療機関

医　療　機　関　名	住　　所	電　話	病床数
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	092-632-1111	4
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	2
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	2
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	092-921-1011	2
福岡徳洲会病院	春日市須玖北4-5	092-573-6622	2
国立病院機構福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	10
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	16
田川市立病院	田川市大字糒1700-2	0947-44-2100	8
聖マリア病院	久留米市津福本町422	0942-35-3322	6
新古賀病院	久留米市天神町120	0942-38-2222	8
筑後市立病院	筑後市大字和泉917-1	0942-53-7511	2
国立病院機構大牟田病院	大牟田市大字橘1044-1	0944-58-1122	2

６　緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	国道３号
		国道３号	161.9	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道２０２号	67.1	佐賀･長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道
	海上輸送	国道３号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港(中央埠頭･箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道３号
		国道３号	161.9	陸上自衛隊福岡駐屯地、航空自衛隊春日原基地からの緊急輸送	
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	国道３号
		国道３号	161.9	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道 10 号	70.4	大分･宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道 10 号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道 199 号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道 10 号	70.4	北九州空港、航自築城基地等からの緊急輸送	
		県道北九州芦屋線	8.9	航空自衛隊芦屋基地からの緊急輸送	国道３号
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	国道３号
		国道３号	161.9	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		九州横断自動車道	31.3	大分･長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道２０９号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道藤山国分１丁田線	1.9	陸上自衛隊久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道３号	161.9	陸上自衛隊小郡駐屯地等からの緊急輸送	
筑豊地域	陸上輸送	国道２００号	82.4	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	国道３号
		国道２０１号	79.9	本州、九州中･南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
	海上輸送	国道２０１号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道飯塚福間線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

※　各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

7　主要路線表

道路種別	路線名	路線番号	起点		終点	実延長 ｋｍ	備考
一般国道	２号		北九州市門司区（県界）	～	門司区（３号迄）	2.3	
	３号		北九州市門司区	～	八女市	145.2	
	１０号		北九州市小倉北区（3号分岐）	～	築上郡上毛町（県界）	65.4	
	１９８号		北九州市門司区	～	北九州市門司区	0.6	
	１９９号		北九州市門司区	～	北九州市八幡西区	46.4	
	２００号		北九州市八幡西区	～	筑紫野市	91.1	
	２０１号		福岡市東区	～	京都郡苅田町	91.1	
	２０２号		福岡市博多区	～	糸島市	83.0	
	２０８号		大牟田市（県界）	～	大川市（県界）	48.4	
	２０９号		大牟田市	～	久留米市	27.0	
	２１０号		久留米市	～	うきは市（県界）	45.2	
	２１１号		朝倉郡東峰村（県界）	～	北九州市八幡西区	48.0	
	２６３号		福岡市城南区	～	福岡市早良区（県界）	21.4	
	２６４号		久留米市（県界）	～	久留米市	2.7	
	３２２号		北九州市小倉南区	～	久留米市	117.3	
	３８５号		柳川市	～	福岡市博多区	39.5	
	３８６号		朝倉市	～	筑紫野市	37.6	
	３８９号		大牟田市	～	大牟田市（県界）	3.9	
	４４２号		八女市	～	大川市	60.6	
	４４３号		大川市	～	みやま市（県界）	26.0	
	４９５号		北九州市若宮区	～	福岡市東区	69.1	
	４９６号		行橋市	～	京都郡みやこ町	41.7	
	４９７号		福岡市	～	糸島市	14.8	
	５００号		京都郡みやこ町	～	小郡市	55.8	
主要地方道	豊前万田線	1	豊前市	～	築上郡上毛町（県界）	1.3	
	豊前耶馬溪線	2	豊前市	～	豊前市（県界）	9.2	
	大牟田植木線	3	大牟田市	～	大牟田市（県界）	7.8	
	玉名八女線	4	八女市	～	八女市	14.9	
	大牟田南関線	5	大牟田市	～	大牟田市（県界）	5.4	
	玉名立花線	6	八女市（県界）	～	八女市	0.6	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市	～	筑紫野市	2.7	
	馬田場頓田線	8	朝倉市	～	朝倉市	3.2	
	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町	～	宮若市	8.8	
	南関大牟田北線	10	大牟田市（県界）	～	大牟田市	10.4	
	有毛引野線	11	北九州市若松区	～	北九州市若松区	12.3	
	前原富士線	12	糸島市	～	糸島市（県界）	15.7	
	黒木鹿北線	13	八女市	～	八女市（県界）	3.8	
	鳥栖朝倉線	14	小郡市	～	朝倉市	21.9	
	佐賀八女線	15	久留米市（県界）	～	八女市	13.6	
	吉冨本耶馬溪線	16	築上郡吉富町	～	吉富町（県界）	12.4	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市	～	筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市	～	大川市（県界）	34.5	

道路種別	路線名	路線番号	起点		終点	実延長（km）	備考
主要地方道	諸富西島線	19	大川市（県界）	～	久留米市	5.0	
	佐賀大川線	20	大川市（県界）	～	大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区	～	直方市	45.4	
	田川直方線	22	田川市	～	直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市	～	柳川市	19.0	
	福岡東環状線	24	福岡市東区	～	福岡市博多区	20.2	
	門司行橋線	25	北九州市門司区	～	行橋市	46.3	
	北九州芦屋線	26	北九州市若松区	～	遠賀郡芦屋町	7.3	
	直方芦屋線	27	直方市	～	遠賀郡芦屋町	19.5	
	直方行橋線	28	直方市	～	行橋市	32.9	
	直方宗像線	29	直方市	～	宗像市	13.8	
	飯塚福間線	30	飯塚市	～	福津市	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区	～	筑紫野市	19.3	
	犀川豊前線	32	京都郡みやこ町	～	豊前市	29.9	
	甘木田主丸線	33	朝倉市	～	久留米市	8.6	
	行橋添田線	34	行橋市	～	田川郡添田町	29.1	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市	～	古賀市	38.1	
	小倉停車場線	36	小倉停車場	～	北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港線	37	小倉港	～	北九州市小倉北区	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場	～	北九州市戸畑区	0.4	
	苅田港線	39	苅田港	～	京都郡苅田町	0.3	
	直方停車場	40	直方停車場	～	直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場	～	田川市	0.5	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場	～	飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多停車場	～	福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港	～		0.8	
	福岡空港線	45	福岡空港	～	福岡市博多区	3.0	
	久留米停車場線	46	久留米停車場	～	久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	47	久留米市	～	大川市	17.9	
	中間引野線	48	中間市	～	北九州市八幡西区	4.7	
	大野城二丈線	49	大野城市	～	糸島市	35.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区	～	北九州市戸畑区	7.1	
	曽根鞘ヶ谷線	51	北九州市小倉南区	～	北九州市戸畑区	13.1	
	八女香春線	52	八女市	～	田川郡香春町	80.0	
	久留米筑紫野線	53	久留米市	～	筑紫野市	32.2	
	福岡志摩前原線	54	福岡市西区	～	糸島市	39.7	
	宮田遠賀線	55	宮若市	～	遠賀郡遠賀町	17.5	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区	～	大野城市	26.4	
	浮羽石川内線	57	うきは市	～	八女市	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡築上町	～	築上郡みやこ町	22.1	
	志賀島和白線	59	福岡市東区	～	福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市	～	大野城市	37.3	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区	～	中間市	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区	～	鞍手郡小竹町	28.9	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区	～	北九州市小倉北区	9.5	
	苅田採銅所線	64	京都郡苅田町	～	田川郡香春町	26.4	

道路種別	路線名	路線番号	起点		終点	実延長 ｋｍ	備考
主要地方道	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市	～	飯塚市	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町	～	朝倉市	22.0	
	田川桑野線	67	田川市	～	嘉麻市	29.3	
	福岡大宰府線	68	福岡市東区	～	太宰府市	15.4	
	宗像玄海線	69	宗像市	～	宗像市	12.1	
	田主丸黒木線	70	久留米市	～	八女市	29.3	
	新門司港大里線	71	北九州市門司区	～	北九州市門司区	9.5	
	黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区	～	北九州市門司区	10.8	
	直方水巻線	73	直方市	～	遠賀郡水巻町	18.8	
	宮田小竹線	74	宮若市	～	鞍手郡小竹町	10.1	
	若宮玄海線	75	宮若市	～	宗像市	18.7	
	筑紫野大宰府線	76	筑紫野市	～	太宰府市	9.4	
	筑紫野三輪線	77	筑紫野市	～	朝倉郡筑前町	14.8	
	添田小石原線	78	田川郡添田町	～	朝倉郡東峰村	14.9	
	朝倉小石原線	79	朝倉市	～	朝倉郡東峰村	18.6	
	甘木朝倉田主丸線	80	久留米市	～	朝倉市	15.0	
	久留米浮羽線	81	久留米市	～	うきは市	24.9	
	久留米立花線	82	久留米市	～	八女市	12.4	
	大和城島線	83	柳川市	～	久留米市	15.4	
	三潴上陽線	84	久留米市	～	八女市	22.3	
	福岡志摩線	85	福岡市西区	～	糸島市	13.3	
	久留米筑後線	86	久留米市	～	筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町	～	宮若市	15.9	
	久留米小郡線	88	久留米市	～	小郡市	18.8	
	瀬高久留米線	89	みやま市	～	久留米市	15.4	
	穂波嘉穂線	90	飯塚市	～	嘉麻市	13.0	
	志免須恵線	91	粕屋郡志免町	～	粕屋郡須恵町	8.9	
	宗像篠栗線	92	宗像市	～	粕屋郡篠栗町	37.6	
	大牟田高田線	93	大牟田市	～	みやま市	16.1	
	高田山川線	94	みやま市	～	みやま市	6.5	
	添田赤池線	95	田川郡添田町	～	田川郡福智町	15.8	
	八女瀬高線	96	八女市	～	みやま市	14.2	
	福間宗像玄海線	97	宗像市	～	宗像市	13.9	
	中間宮田線	98	中間市	～	宮若市	14.0	
	大川大木線	99	大川市	～	三潴郡大木町	6.3	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市	～	飯塚市	5.7	
	浮羽草野久留米線	151	うきは市	～	久留米市	22.3	

道路種別	路線名	起点		終点	実延長 ｋｍ	備考
高速自動車国道	関門自動車道	門司区（県界）	～	門司区黒川	7.0	
	東九州自動車道	北九州市小倉南区	～	上毛町（県界）	38.9	
	九州縦貫自動車道	門司区黒川	～	大牟田市（県界）	126.3	
	九州横断自動車道	小郡市（県界）	～	朝倉市	31.5	
都市高速道路	福岡高速					
	１号線	福岡市東区香住ヶ丘	～	西区福重	18.0	
	２号線	福岡市博多区千代	～	太宰府市水城	13.2	
	３号線	福岡市博多区東光	～	博多区豊	0.6	
	４号線	福岡市東区箱崎ふ頭	～	東区蒲田	6.9	
	５号線	福岡市博多区西月隈	～	西区福重	18.1	
	北九州高速					
	１号線	北九州市小倉南区長野		小倉北区下到津	9.2	
	２号線	北九州市小倉北区許斐町		戸畑区大字戸畑	4.3	
	３号線	北九州市小倉北区菜園場		小倉北区東港	108.0	
	４号線	北九州市門司区春日町		八幡西区茶屋の原	31.8	
	５号線	北九州市八幡東区東田		八幡東区神山町	2.4	